



Report 2024

JA山梨信連からのお知らせ

DISCLOSURE

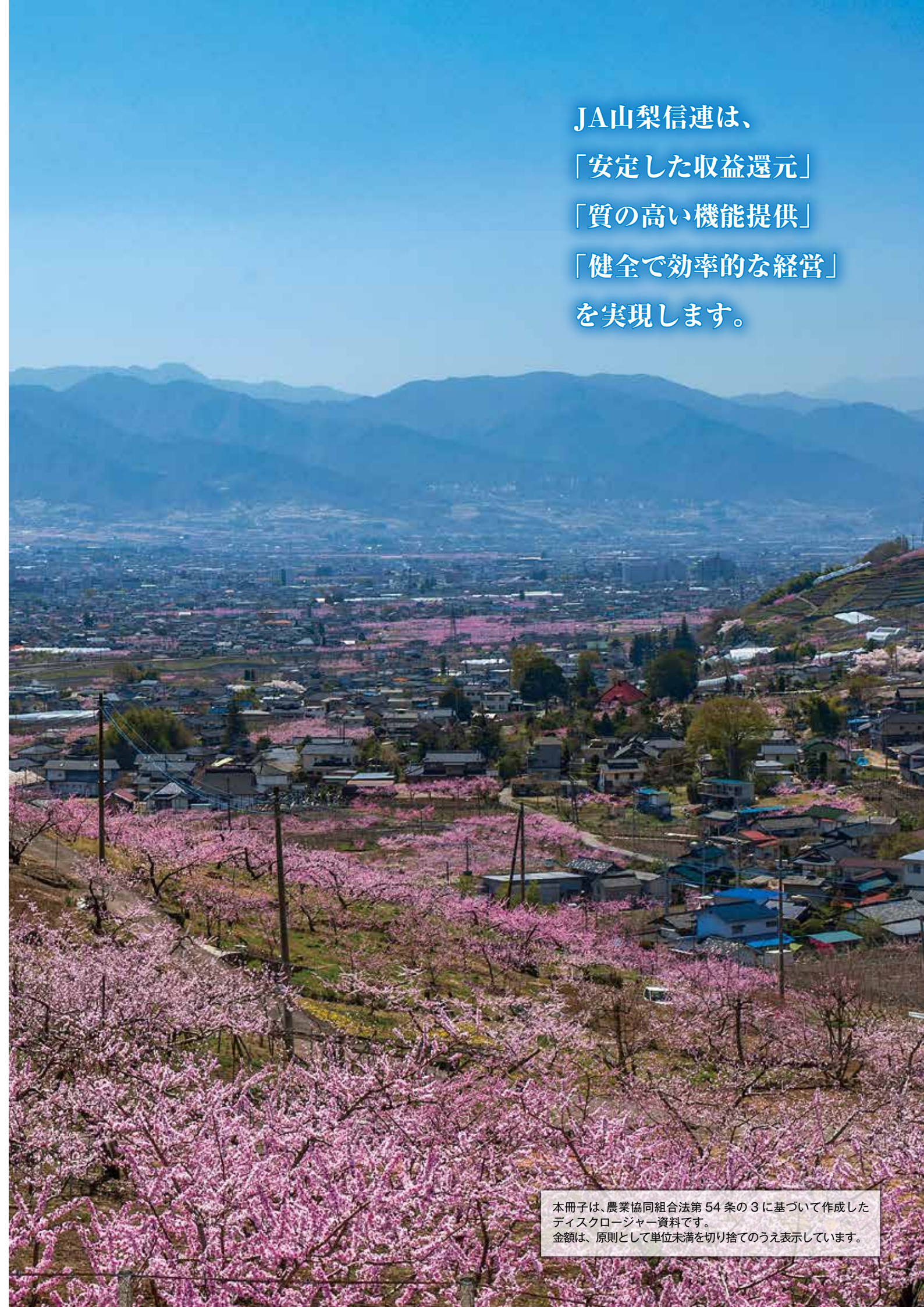


Report 2024 DISCLOSURE



Yamanashi





JA山梨信連は、
「安定した収益還元」
「質の高い機能提供」
「健全で効率的な経営」
を実現します。

本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー資料です。
金額は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しています。



経営管理委員会会長

中澤 昭



代表理事理事長

今福 秀和

ごあいさつ

みなさまには、日頃より山梨県信用農業協同組合連合会（愛称JAバンク山梨信連）をお引き立ていただき、厚くお礼申し上げます。

当会は、昭和23年の設立以来、県下JAとともに農業の専門金融機関として農業の発展と農家経済の向上を金融面から支援させていただいております。

これもひとえに、ご利用いただいておりますみなさまのご愛顧ご支援の賜と深く感謝申し上げます。

令和5年度の日本経済は、社会経済活動の正常化が進む中、緩やかな回復基調で推移し、個人消費に弱さが残るものの、実質GDPはプラス成長となっています。

日銀は、長期に渡り継続していた異次元の金融緩和策の正常化に動き、7月、10月に長短金利操作（イールドカーブ・コントロール、YCC）の柔軟化、3月には長短金利操作の撤廃、マイナス金利政策の解除等を決定しました。

また、農業においては、農業生産資材価格は高止まりの状況にあり、販売価格への転嫁のペースが追いつかず、農業経営を取り巻く環境は引き続き厳しい状況となっています。

このような状況の中、当会は中期経営計画（令和4～6年度）「持続可能な農業・地域への貢献に向けた改革実践の進化」の中間年度として、「JAの機能発揮に対する支援強化と県域リーダーシップ発揮、金融仲介機能の発揮と安定的な収益基盤の確立、健全で強固な経営基盤の確立、着実に実践するための土台作り」を基本方針として、重点活動に取り組みました。

本年度も当会の経営方針や業績、ならびに1年間の活動状況をみなさまにご紹介するためディスクロージャー誌「JA山梨信連からのお知らせ」を作成いたしました。

これによりみなさまの当会に対するご理解をより一層深めていただければ幸いに存じます。

当会の果たすべき公共的使命と社会的責任を深く認識し、農業および地域社会の発展に貢献できますよう、役職員一丸となって、健全で強固な経営基盤の確保、安定的な収益基盤の確立、JAの機能発揮に対する支援強化への取り組みに努めてまいりますので、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年7月

経営管理委員会会長 中澤 昭
代表理事理事長 今福 秀和

CONTENTS

経営

経営理念・経営方針	4
令和5年度の経営環境と業績	6
自己資本の状況	8
不良債権の状況	9
リスク管理の状況	10
JAグループ・JAバンクシステム	20
地域貢献情報	22
JAバンクの取り組み	25
トピックス	27

業務内容

山梨県信連の業務	28
----------	----

当会の組織

組織等について	34
沿革・歩み	36

資料編

経営資料編	37
索引	80

経営理念・経営方針

経営 理念

やまなしと農業のミライをつくる

われわれは、今を見つめ即応を繰り返し、ミライをつくる
われわれは、農と食に貢献し、地域に活力をつくる
われわれは、さらにその先のミライをつくる

経営 方針

JAグループ山梨が目指すべき姿の実現に向け、安定した収益還元、質の高い機能提供、健全で効率的な経営、職員の幸福増進を体現し、農業・くらし・地域の中で使命を果たします。



基本
方針JAグループ山梨の
目指す方向

1. 持続可能なやまなし農業の実現
2. 豊かで暮らしやすい地域共生社会の実現
3. 持続的に役割を發揮できる協同の仕組みと事業・活動基盤の強化

成長ステージ1

JAグループ山梨がめざすべき方向の実現に向け、JAバンク山梨が信用事業を起点として、農業・くらし・地域の各領域での金融仲介機能を發揮すべくJAと一体となり事業運営

成長ステージ0

経営基盤の立て直し

基本方針に基づく重点戦略の実践

+

強固な経営基盤・安定的な還元

JAバンク山梨、改革の実践

持続可能な農業・地域への
貢献に向けた改革実践の進化JA山梨県信連の
目指す姿I JAの機能發揮に対する支援強化と
県域リーダーシップ發揮

- ・ JAの徹底した業務効率化と収益構造変革の完遂に向けてJAバンク山梨を牽引
- ・ JAが金融仲介機能を發揮し経営基盤縮小に歯止めをかけるための創意工夫ある支援実践
- ・ 県域組織運営体制の変革に向けた支援

III 健全で強固な経営基盤の確立

- ・ 収益構造の改革と収益確保に向けたリスク管理高度化のレベルアップ
- ・ 調達資金の新たな制度設計・運用と厚みのある自己資本の維持・増強
- ・ 効率化による人材創出、重点分野へのリソース配分

II 金融仲介機能の發揮と安定的な
収益基盤の確立

- ・ 金融仲介機能を中心としたコンサルタント機能の提供
- ・ 行政や農商工関係団体等との接点・関係作りの強化
- ・ 市場環境に左右されない持続的かつ安定的な収益基盤の確立

IV I～IIIを着実に実践するための土台作り
(総合的な組織適応能力の強化)

- ・ 最適な組織運営体制の整備とガバナンス態勢の強化
- ・ 付加価値創造・提供による「創造的業務」への転換
- ・ 取り巻く環境変化への適応・進化と改革に耐え得る事務堅確化の両立

令和5年度の経営環境と業績

【経営環境】

経済情勢は、社会経済活動の正常化が進むなか、緩やかな回復基調で推移し、実質GDPはプラス成長となっています。ただし、内訳を見ると個人消費に弱さが残ります。また、消費者物価指数の前年比(生鮮食品を除く総合)は上半期には概ね3%前後となっていたものの、下半期に入ると鈍化傾向となりました。3月春闘では平均賃上げ率が約30年ぶりの高水準となりました。

金融情勢について、日銀は長期に渡り継続していた異次元の金融緩和策の正常化に動き、7月、10月に長短金利操作(イールドカーブ・コントロール、YCC)の柔軟化、3月には長短金利操作の撤廃、マイナス金利政策の解除等を決定しました。長期金利は前述の正常化の流れを受け、10月にかけて上昇圧力が高まり0.955%を付ける場面がありました。今後は追加利上げを巡る動向に注目が集まっており、物価や賃金にかかる統計を注視する必要があります。また、海外の中央銀行の政策スタンスも重要となります。

農業情勢では、農業生産資材価格は高止まりの状況にあり、販売価格への転嫁のペースが追い付かないなか、農業経営を取り巻く環境は引き続き厳しい状況となっています。一方、農林水産物の輸出は拡大傾向にあるため、今後、農業者の所得向上に繋がる取組みが鍵になります。その他、農業者の減少、スマート農業推進、防災・減災への対応強化などの課題に対応するべく農政面での支援も重要となります。

系統信用事業について、JAの事業・経営を取り巻く環境が厳しさを増すなか、JAグループ全体で目指す持続可能な農業・暮らし・地域の実現に向けて、適切な資金供給、コンサル機能の発揮等JAバンクならではの金融仲介機能を一層発揮していくことが信用事業として取り組むべき分野と認識しています。

令和6年度は、現行中期戦略の最終年度として、また次期中期戦略に繋げていくため、JAバンク経営戦略シートの内容を高度化し、これらの取組みの着実な実践と完遂を目指してまいります。

特に、JA事業全体で事業量確保・収益確保が大変厳しい状況となっていることから、早期警戒制度への対応も踏まえ、蓋然性の高い改善シミュレーションを策定、実践し、個人貯金等の利用者基盤の再構築とともに、収益構造変革の完遂に向け取り組んでまいります。

【業績】

○収支状況

評価損の回復が見込めない有価証券の売却損や貸倒引当金の計上等により費用が増加したが、ポートフォリオ構築策に基づく貸出金および有価証券の積み上げにより資金運用収益は事業計画を上回るとともにコスト削減に継続して取り組んだ結果、経常利益312百万円、当期剰余金312百万円となりました。

利益の推移

■利益推移

業務純益

101 百万円

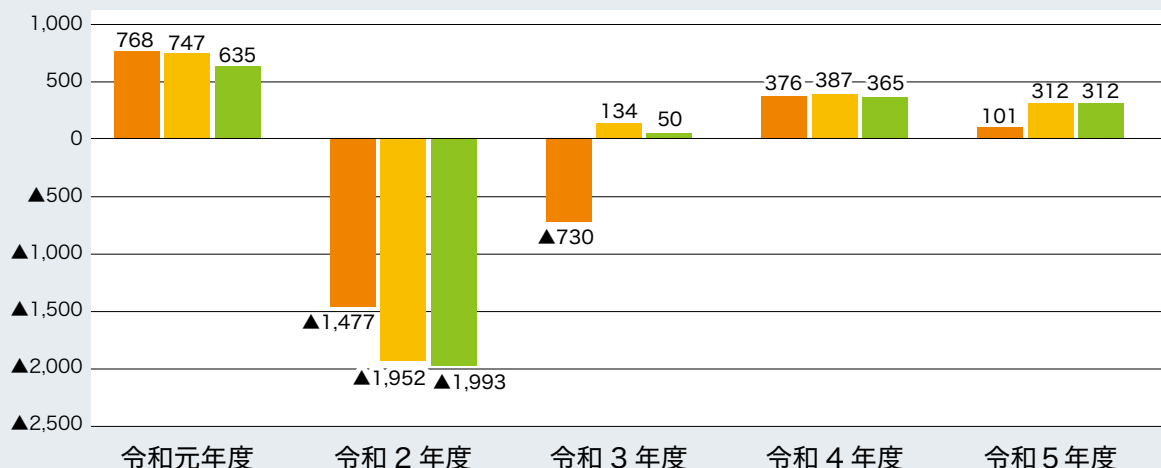
当期剰余金

312 百万円

経常利益

312 百万円

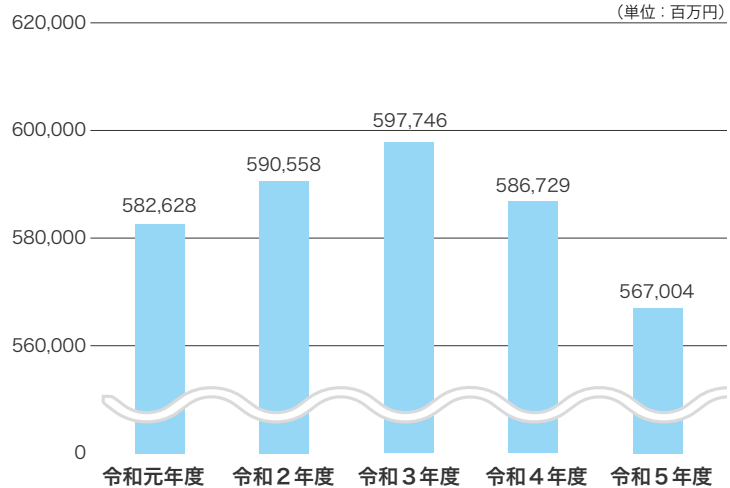
(単位：百万円)



貯金残高の推移

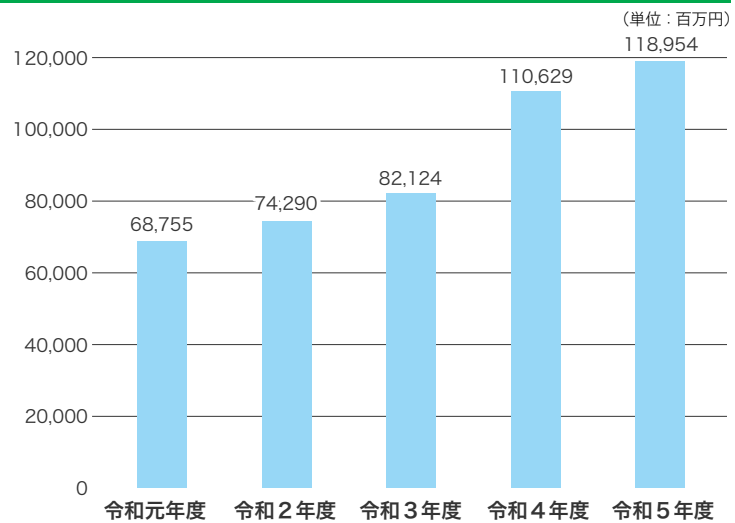
地方公共団体からの預け入れ等あったものの、JA貸出金の伸長に伴い当会への預け入れが減少したことにより、期末残高5,670億円（前期比-3.3%）、平均残高5,970億円（前期比-2.4%）となりました。

JA貯金については、果樹地域での農産物販売代金が増加した一方、資材価格高騰や相続等による個人貯金の減少により、令和6年3月末の総貯金残高は7,969億円（前年比+1.0%）、個人貯金残高は6,389億円（前年比-0.2%）となりました。



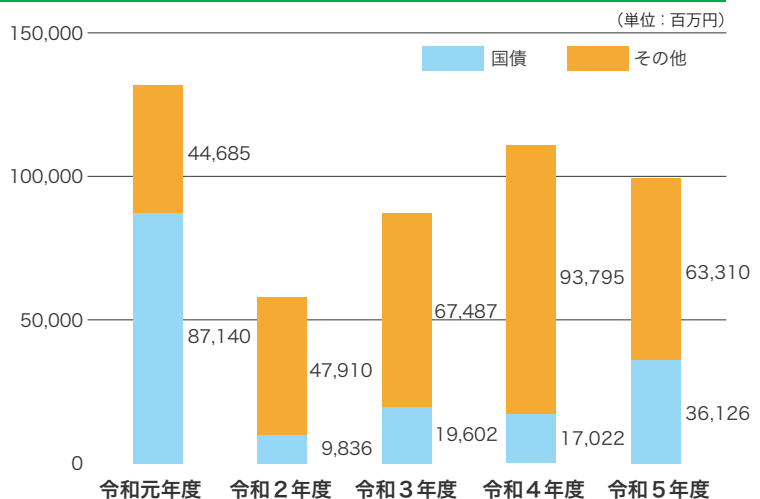
貸出金残高の推移

地域金融機関として地場産業の振興に寄与すべく県内優良法人との取引深耕、新規取引に向けて積極的な営業活動を展開しました。特に農業の維持発展や地域経済活性化に資する農業法人等に対して積極的に取り組みました。さらに収益補完として金融機関向け貸出を増加したことにより、期末残高1,189億円（前期比+7.5%）、平均残高1,133億円（前期比+12.5%）となりました。



有価証券残高の推移

安定した利息収益確保への転換を図るべく、リスク量を考慮したなかで中期的目線でのポートフォリオの最適化に取り組みました。メインシナリオに基づく債券の取得や時間分散を意識した受益証券の購入に取り組んだ一方、資本効率を考慮した銘柄売却を実施したことにより、期末残高994億円（前期比-10.2%）、平均残高1,192億円（前期比+7.5%）となりました。



自己資本の状況

当会では、会員やお客さまの多様なニーズに応えるため、またJAバンク山梨の本部機能を高度に発揮していくために、健全で強固な財務基盤の確立を重要な課題としています。

バーゼルⅢ国内規制に基づく当年度末における当会の自己資本比率は13.14%となり、健全性を維持する水準を確保しています。なお、国内基準では4%以上が義務付けられていますが、JAバンクの自主ルールでは8%以上が義務付けられており、当会の自己資本比率はこれを十分に満たしています。

自己資本の総額については、当期末処分剰余金の増加等により、前期比4億円増加の324億円となりました。

リスクアセット等については、預け金や受益証券等の減少により、前期比122億円減少の2,467億円となっています。資産内容については高格付け先の資産割合が大部分を占めています。

なお、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出基準」および「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

自己資本の状況 (単体)

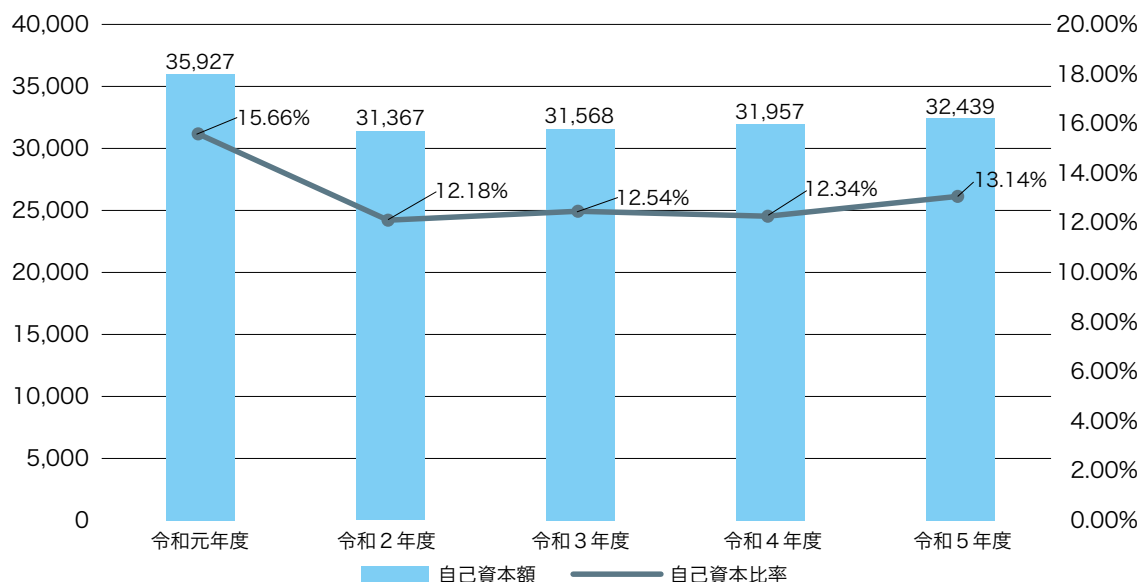
(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目の額 (A)	32,289	32,651
うち出資金	23,224	23,224
コア資本に係る調整項目の額 (B)	332	212
自己資本額 (C) = (A) - (B)	31,957	32,439
リスクアセット等 (D)	258,924	243,400
資産(オンバランス)項目	253,181	242,086
オフバランス取引項目等	1,186	1,137
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	144	176
オペリスク相当額を8%で除して得た額	4,411	3,322
自己資本比率 (C) / (D)	12.34%	13.14%

注)1. 農協法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しております。

自己資本比率の推移

(自己資本額/単位：百万円)



不良債権の状況

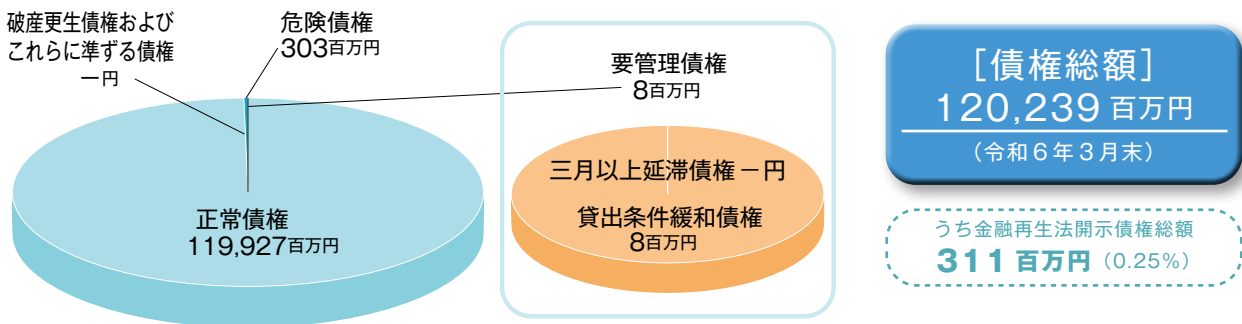
当会の金融再生法に基づく開示債権額については以下の通りとなっております。

令和6年3月末時点における債権総額は1,202億円です。

うち、正常債権は1,199億円、要管理債権は8百万円、危険債権は303百万円、破産更生法およびこれらに準ずる債権は0円です。

また要管理債権のうち、三月以上延滞債権は0円、貸出条件緩和債権は8百万円です。

金融再生法開示債権の状況



(注) 1.〔破産更生債権及びこれらに準ずる債権〕

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2.〔危険債権〕

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3.〔要管理債権〕

農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4.〔三月以上延滞債権〕

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延

している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5.〔貸出条件緩和債権〕

債権者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債権者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

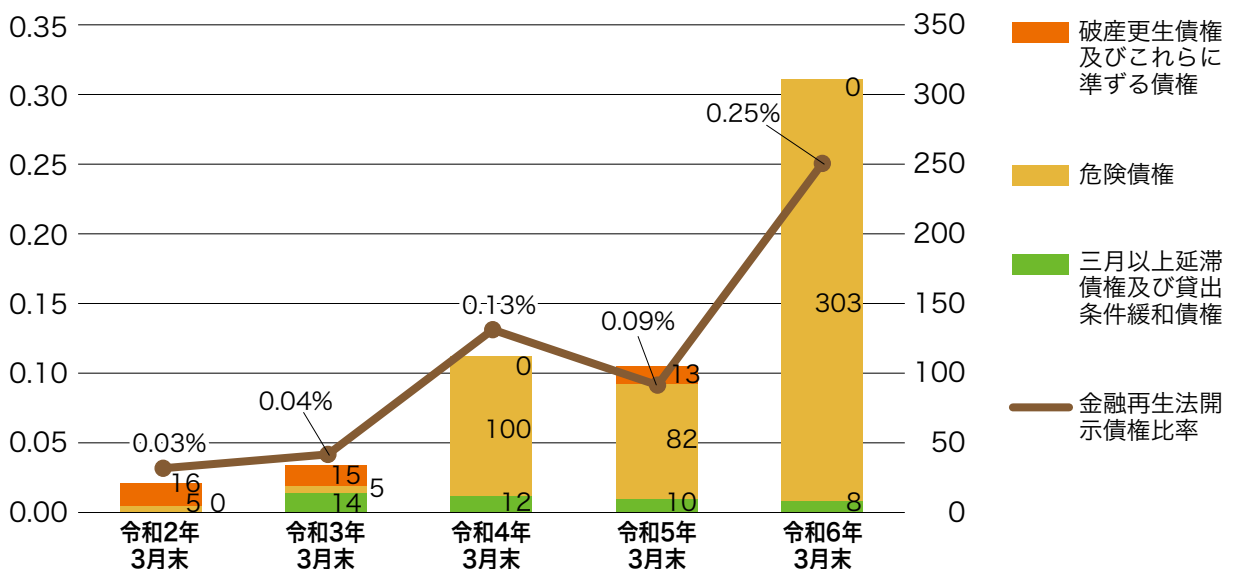
6.〔正常債権〕

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、1.2.4.5.に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

金融再生法開示債権比率の推移

(比率/単位: %)

(債権額/単位: 百万円)



リスク管理の状況

リスクマネジメントの基本方針

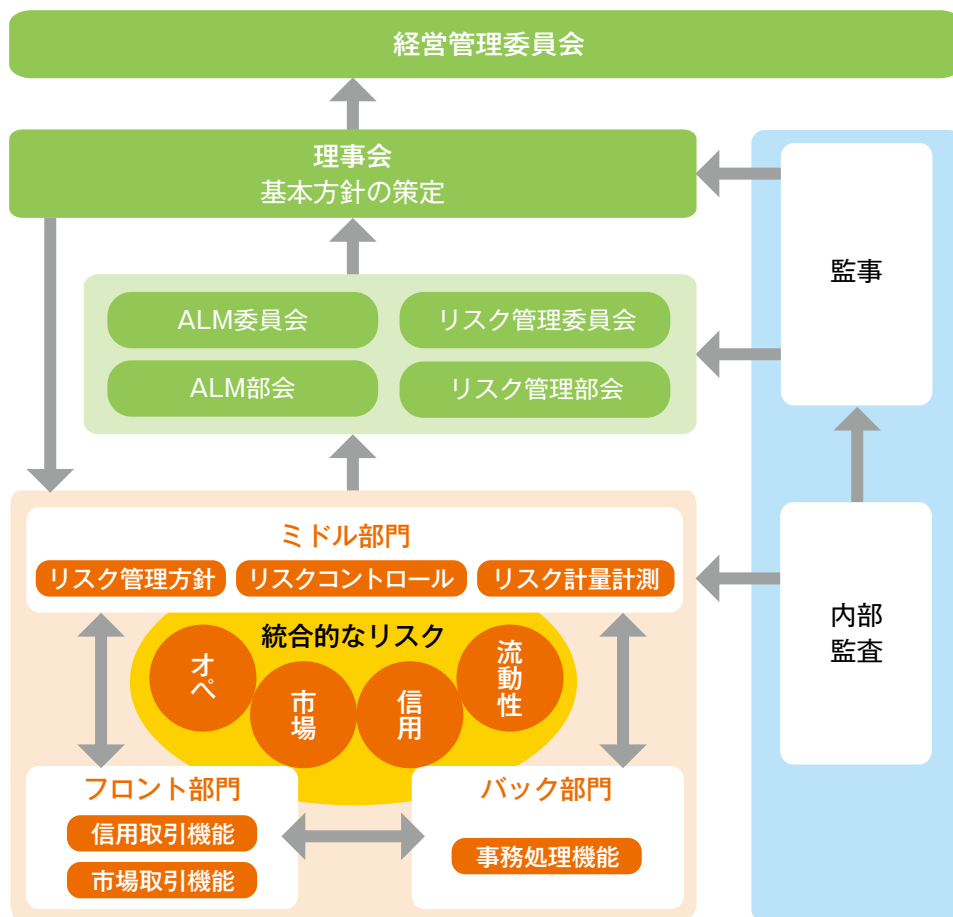
金融市場の急速な変化により、金融機関が抱えるリスクは多様化、複雑化し、様々なリスクへの適切な対応が求められています。

当会では、経営の健全性の確保と安定性を維持することを経営の最重要課題であると認識し、リスクの種類やリスク管理の組織体制などリスクマネジメントの枠組みを定めた「リスクマネジメント基本方針」を制定しています。

この方針に基づき、様々なリスクを共通の見方で統合的に捉え、経営体力に見合ったリスク制御と収益性のバランスを図るなどリスク管理の高度化・強化に取り組んでいます。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当会ではマネロン対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

● リスク管理体制図



リスク管理委員会

関係各部署の代表者によって構成される組織横断的な協議体であり、リスクの統一的・網羅的な把握と、対応策の検討や方針策定を目的として運営しております。

ALM委員会

資産および負債の運用・調達方法、リスクヘッジ方法などを検討し、収益の安定化や極大化を図るためのより具体的なマネジメントを実施することを目的として運営しております。

内部監査

リスクマネジメントの有効性を検証するため、被監査部門から独立した監査室による定期的・計画的な内部監査を実施しています。

個々のリスクへの対応

信用リスク管理

信用リスクとは、貸出先や取得した債券の発行体の業況悪化等により、当初約定通りの元金や利息の回収が不能となるリスクのことです。

当会における信用リスク管理は、信用リスク取引のフロント部門から独立した部署において個別与信の審査、内部格付の審査、格付に応じた無担保与信限度額の管理および自己査定における第2次査定を実施し、相互に牽制することによりリスクマネジメントを行うことを基本としています。

また、特定の取引先や業種に対する与信集中についても限度を定めリスク分散に努めています。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株価等の変動に伴う、保有資産、負債の価値変動で被るリスクのことです。

市場リスク管理は、経営体力の範囲内において効率的な運用を行うことを基本にリスクコントロールに努め、具体的には、VaR（バリューアットリスク）計測に基づくリスク量が、自己資本等の経営体力を勘案して設定された許容量に収まるように管理を行っています。

また、市場取引における運用限度額や損失限度額についても、フロント部門から独立したミドル部門においてモニタリングし管理を実施しています。



流動性リスク管理

流動性リスクとは、必要な資金調達（資金繰り）が困難となって決済に支障をきたしたり、金融市場の混乱等により正常な資金運用取引が行えない等により損失を被るリスクのことです。

流動性リスク管理は、ALM委員会での系統資金動向等の把握・管理および資金繰り管理部門と資金繰りリスク管理部門を分離し相互の連携による管理を行い、モニタリング部門の牽制により流動性リスクの発現を抑制する体制としています。

オペレーショナルリスク管理

オペレーショナル・リスクとは、当会の業務上発生するリスクのうち、能動的に取得するリスク（市場・信用・流動性リスク）を除くリスクの総称です。

オペレーショナル・リスク管理は、リスクカテゴリーが事務リスクや法務リスク、システムリスク、情報漏えいリスク等多岐にわたるため、各部門で業務に内在するリスクを抽出し、リスクが顕在化した場合の影響度合いによりマネジメント対象を選別し、対応方針を定めその発現を抑制することを基本の方針としています。

法令遵守体制

●コンプライアンス基本方針

当会は農業協同組合法をはじめ、民法や商法、政省令など様々な法令の適用を受けており、また公共性の高い信用事業を営むうえで、会員やお客さまからの高い信頼を得るためにもコンプライアンスは経営の最重要事項の一つであると考えています。

このため、役職員の行動規範として「コンプライアンスにかかる基本方針」を定め、設立の意義や社会的使命の達成に向けて努力しております。

◇コンプライアンスにかかる基本方針

1. 基本的使命と社会的責任
2. 質の高いサービスの提供
3. 法令等の厳格な遵守
4. 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応
5. 透明性の高い組織風土の構築
6. 持続可能な社会への貢献

●コンプライアンス運営態勢

内部組織として、統括部署を設けるとともに理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を組織し、経営層との意思疎通を図りつつ全会的な向上に取り組んでいます。

取り組み方法としては、毎年度のコンプライアンス・プログラムに基づき、その実行と検証・評価等を通じ意識の徹底と高揚に努めております。今年度も、役職員の階層別研修や通信教育の受講、各部門内でのコンプライアンス活動やコンプライアンスオフィサー資格の取得などを計画しており、その実行状況は統括部署、コンプライアンス委員会などでそれぞれ検証していきます。

金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・定期積金その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客さまに対して適正な勧誘を行います。

1. お客さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

個人情報保護方針

当会は、利用者の個人情報および個人番号等を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1. 関係法令等の遵守

当会は、利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」といいます。)および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。)をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。

2. 利用目的

当会は、利用者の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。

なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。

また、当会は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法による個人情報の利用はいたしません。当会の個人情報等の利用目的は、当会に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

3. 適正な取得

当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業員および委託先(再委託先等も含みます。)を適正に監督します。

5. 第三者への提供

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者(外国にある第三者を含みます。)に提供しません。

なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。

6. 機微(センシティブ)情報の取扱い

当会は、ご本人の機微(センシティブ)情報(金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。)につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 仮名加工情報の取扱い

当会は、仮名加工情報(個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいいます。)の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

8. 匿名加工情報の取扱い

当会は、匿名加工情報(個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたもの)の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

9. 開示、訂正等・利用停止等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等および利用停止等のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

また、第三者提供記録につきましても、ご本人からの開示のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

10. 継続的な改善

当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

11. 苦情・ご意見・ご要望のお申し出

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

以上

①開示等の求めのお申し出先窓口

当会の保有個人データに関する開示等のお求めは、次の窓口までお申し出下さい。なお、取引内容等に関するご照会は、直接取引窓口にお尋ね下さい。

〒400-8530 山梨県甲府市飯田一丁目1番20号
山梨県信用農業協同組合連合会

- ・貯金業務に関する窓口 食農法人営業部 055-223-3516
- ・融資業務に関する窓口 〃 055-223-3521
- ・農業金融業務に関する窓口 〃 055-223-3521
- ・その他窓口 リスク管理部 055-223-3513

②保有個人データの取扱いや個人データの安全管理等に関するご質問や苦情等のお申し出先窓口

〒400-8530 山梨県甲府市飯田一丁目1番20号
山梨県信用農業協同組合連合会

リスク管理部 055-223-3513

セキュリティポリシー(安全対策基本方針)

金融業務の多様化・自由化や情報技術の急速な発展に伴い、信用事業を安定的に行う上で、当会の情報資産に対し適切な安全対策を実施することは業務運営上の重要な要件となっております。

そのため、当会が所有する全ての情報資産に対し、適切な保護を実現するため「セキュリティポリシー(安全対策基本方針)」を定めております。

利益相反管理方針

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針(以下、「本方針」といいます。)を次のとおり定めるものとします。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

(1) お客さまと当会間の利益が相反する類型

- 秘密保持契約を締結して特定部署が入手したお客さまの情報が他部署に漏洩し、他の取引に利用される場合。
- 抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。

(2) 当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

- 接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- (1) 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- (2) 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- (3) 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- (4) 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- (5) 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ(必要に応じて関係部署と協議)、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法(ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。)
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当会で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理体制

- (1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

以上につき、ご不明な点がございましたら、JA山梨信連 総務企画部(055-223-3514)までご連絡ください。

利用者保護等管理方針

当社は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守いたします。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行ってまいります。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切にかつ十分に行います。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得並びに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当社が行う事業を外部に委託するに当たっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当社との取引に伴い、当社の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための体制整備に努めます。

金融円滑化にかかる基本的方針

当社は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当社の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当社の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1. 当社は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当社は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当社は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当社は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当社は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 当社は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることができるよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
（1）関係役員・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
（2）融資担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」とし、融資担当部署に「金融円滑化管理担当者」を設置して、当社における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当社は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当会は、事業を行うにつかまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力との決別）

当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当会は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当会は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

※「反社会的勢力」とは、「政府指針」に記載される集団または個人の他、マネー・ローンダリング等の組織犯罪等を行う反社会性を有する集団または個人を指します。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

山梨県信用農業協同組合連合会（以下、当会という。）は、下記を理念として掲げる農業の専門金融機関として農業の発展と農家経済の向上を金融面から支援しております。

【当会の経営理念】

やまなしと農業のミライをつくる

われわれは、今を見つめ即応を繰り返し、ミライをつくる

われわれは、農と食に貢献し、地域に活力をつくる

われわれは、さらにその先のミライをつくる

この理念のもと、平成 29 年 3 月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、県下 JA の信用事業をサポートする県段階の連合会組織として、以下の取組方針を定め、本方針に基づく取組状況を定期的に公表するとともに、お客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

1. お客さまの最善の利益の追求

(1) 当会は、お客さまの真のニーズや利益を考え、それに見合った商品・サービスを提供することで、お客さまの最善の利益を追求いたします。なお、当会では、パッケージ化された金融商品・サービスの取扱いおよび投資性金融商品の組成に携っておりません。

(2) また、役職員への継続的な研修等を実施し「お客さま本位の業務運営」を企業文化として定着するよう取り組んでまいります。

【原則 2 本文および (注)、原則 5 (注 2)、原則 6 本文および (注 2、3)】

2. お客さま本位のご提案と情報提供

(1) 当会は、お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に応じて、貯金・ローン等の最良・最適な商品をご提案します。特にご高齢のお客さまに対しては、ご家族も含めてご理解いただけるよう丁寧な説明を行います。

(2) 商品・サービスのご提案にあたっては、希望する商品やサービスの利用目的を十分に確認したうえで、商品の比較が容易となるよう、パンフレット等を活用し、わかりやすい情報提供を実施します。

(3) お客さまにご負担いただく手数料やその他の費用については、どのようなサービスに対する対価なのかお客さまに安心してわかりやすく判断頂けるよう情報提供を行い、透明性を高め丁寧な説明に努めてまいります。

(4) お客さまに対して、各種手続きが簡単に行える便利な J Aバンクアプリ等をおすすめするとともに、窓口での手続きについてはわかりやすい説明を行います。

【原則 2 本文および (注)、原則 4、原則 5 本文および (注 1、3、4、5)、原則 6 本文および (注 1、4、5)】

3. 利益相反の適切な管理

(1) 当会は、商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように「利益相反管理方針」に基づき適切に管理してまいります。

【原則 3 本文および (注)】

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

(1) 当会は、研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営が着実に実践されるよう態勢を構築します。

【原則 2 本文および (注)、原則 6 (注 5)、原則 7 本文および (注)】

(※) 上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」(2021年1月改訂)との対応を示しています。

経営者保証にかかる取組方針

当会は、経営者保証に関するガイドライン研究会(全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局)が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施致しました。当会は、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

1. ガイドラインを踏まえた当会の体制

(1) 融資のご相談・お申し込み、既存保証の変更・解除のお申出、保証債務整理のお申出(お客さま)

(2) 経営者保証に関するガイドラインのご説明(営業担当)

(3) 経営者保証の必要性検討および融資審査(営業担当・審査担当)※1

(4) 経営者保証の必要性要否にかかるご説明(営業担当)

(5) 保証契約のご説明と保証意思確認(営業担当)※2

(6) 保証契約締結、融資実行(営業担当)※2

※1 審査の結果により、申し込み時のご希望にそえない場合がございます

※2 保証契約が必要な場合のみ

2. 経営者保証にかかるご説明内容

(1) 保証契約締結の必要性の検討

以下の事項について確認を行い、どの部分が十分ではないため保証契約が必要となるのか、また、どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるのかについて、丁寧かつ具体的な説明に努めます。

ア. 法人の事業資産と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている

イ. 法人と経営者間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えていない

ウ. 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る

エ. 法人から適時適切に財務情報等が提供されている

オ. 経営者等から十分な物的担保の提供がある

(2) 適切な保証金額

主に以下の観点から総合的に勘案し、適切な保証金額の設定に努めます。

- ア. 資産および収益の状況、融資額
- イ. 信用状況、物的担保等の設定状況
- ウ. 適時適切な情報開示姿勢等

(3) 既存の保証契約の適切な見直し

既存の保証契約にかかる変更、解除等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行います。

(4) 事業承継時

事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討を行います。また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

(5) 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証を提供いただく場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任等を総合的に勘案して履行の範囲を決定します。

貸出についての考え方

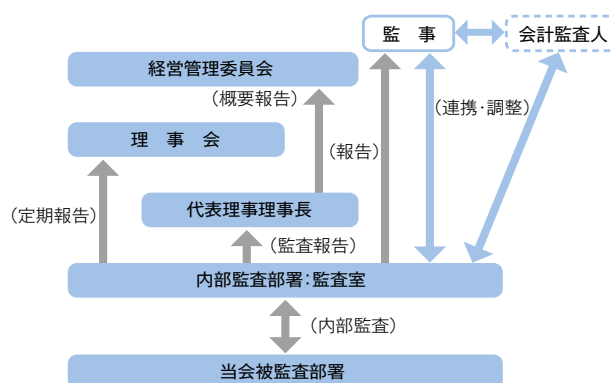
当会は、JAにお預けいただいた農家組合員および地域のみなさまの大切な資金を安全にお預かりするとともに、農業関連に対する貸出はもとより、地元企業や公共団体などの幅広いニーズに対応し、農業をはじめとする地域産業の育成・成長やJA組合員および地域経済の発展に寄与するための融資を積極的に行ってまいります。

内部監査体制

当会では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当会全部署を対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事理事長および監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、遅滞なく経営管理委員会に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

●内部監査体制図



財務報告の信頼性確保と内部統制強化

当会は、農業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくために、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題として位置付けるとともに、企業倫理および法令等の遵守、適切なリスク管理その他業務執行の適正性を確保するため、内部統制に関する基本方針を制定しています。

なお、財務報告に係る内部統制の有効性については、毎年整備・運用状況の評価を行い、「財務報告の信頼性」確保に努めております。

金融ADR制度への対応

1. 苦情処理措置の内容

当会では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに JA バンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

○当会の苦情等受付窓口

電 話

・貯金業務に関する窓口	食農法人営業部	055-223-3516
・融資業務に関する窓口	食農法人営業部	055-223-3521
・金融円滑化に関する窓口	食農法人営業部	055-223-3521
・農業金融業務に関する窓口	食農法人営業部	055-223-3521
・その他窓口	リスク管理部	055-223-3513

受付時間 9:00~17:00 月曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く)

○JAバンク相談所(一般社団法人JAバンク・JF マリンバンク相談所)

電 話 03-6837-1359

受付時間 9:00~17:00 月曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く)

2. 紛争解決措置の内容

当会では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

なお、下記弁護士会の利用に際しては、当会の苦情等受付窓口または JA バンク相談所にお申し出下さい。

○山梨県弁護士会民事紛争解決センター

電 話 055-235-7202

受付時間 9:30~17:00 月曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く)

○東京弁護士会紛争解決センター

電 話 03-3581-0031

受付時間 9:30~12:00 13:00~16:00 月曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く)

○第一東京弁護士会仲裁センター

電 話 03-3595-8588

受付時間 10:00~12:00 13:00~16:00 月曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く)

○第二東京弁護士会仲裁センター

電 話 03-3581-2249

受付時間 9:30~12:00 13:00~17:00 月曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く)

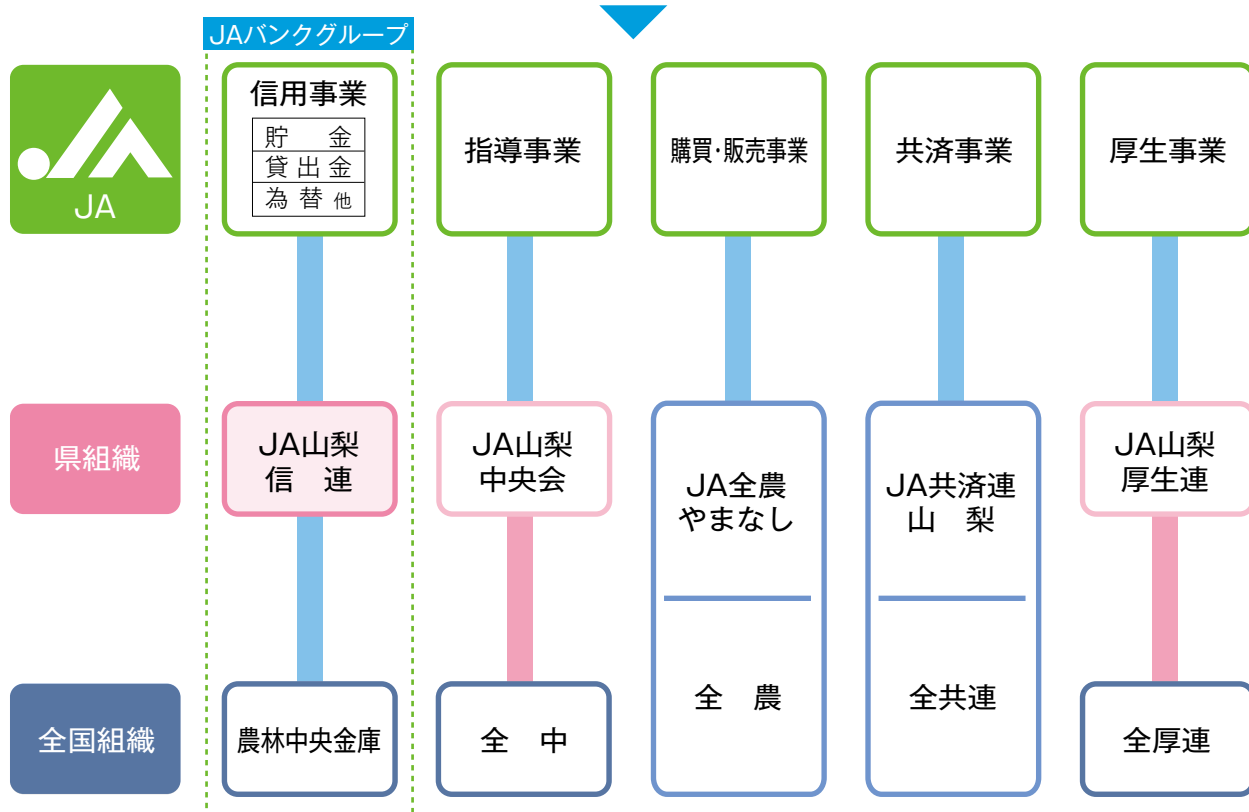
JAグループ・JAバンクシステム

JAグループの仕組み

JAグループは地域段階のJA、都道府県段階の中央会・連合会、全国段階の中央会・連合会等で構成する協同組織で、組合員並びに地域の利用者みなさまに、便利で安心なグループとしてご利用いただけるよう信用事業のほか、指導・経済・共済・厚生等の事業を展開しております。

そのうち信用事業は、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、全国のJA・信連・農林中金（JAバンク会員）で「JAバンク」を構成し、実質的にひとつの金融機関として一体的に事業を展開しております。

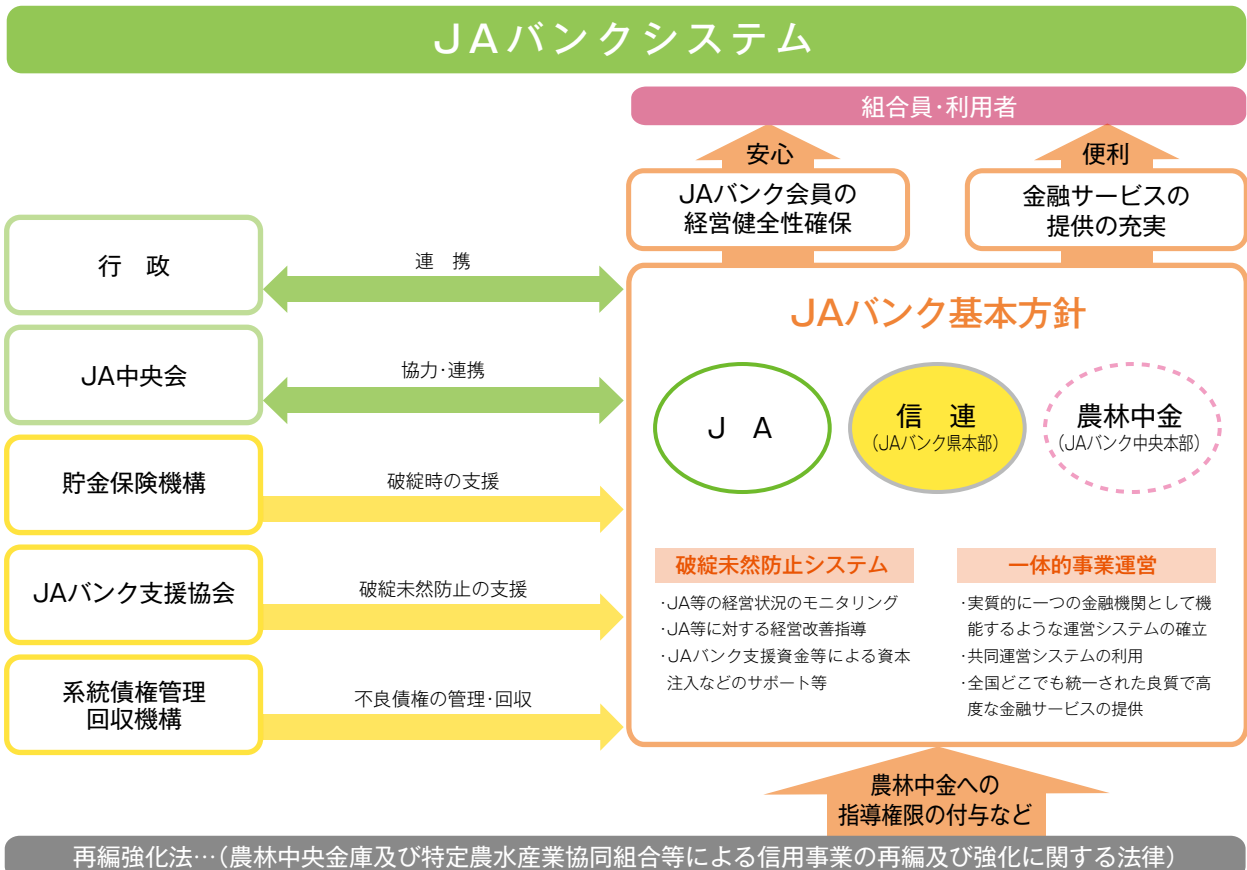
組合員および地域みなさま



● JAバンクシステムの仕組み

JAバンクは、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）で構成するグループの名称です。組員・利用者みなさまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活躍する「JAバンクシステム」を運営しています。

「JAバンクシステム」は、「破綻未然防止システム（JAバンク全体としての信頼性の確保）」と「一体的事業運営（良質で高度な金融サービスの提供）」を2つの柱としています。



● 破綻未然防止システム

JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。

具体的には以下のとおりです。

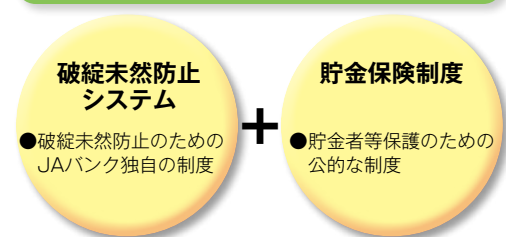
- (1) 個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見。
- (2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施。
- (3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援。

● 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金等の払出しができなくなった場合などに、貯金者等を保護し、また、資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。

この制度は、銀行・信金・信組・労金等が加入する「預金保険制度」と同様の内容になっています。

JAバンク・セーフティネットのしくみ



● 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

地域貢献情報

当会は、山梨県を事業区域として、地元の JA 等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に貢献する地域金融機関です。

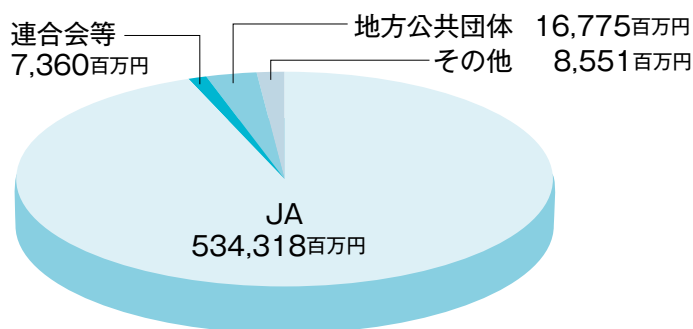
当会の資金は、その大半が県内の JA にお預けいただいた組合員および地域のみなさまの大切な財産である貯金を源泉としております。当会では、資金を必要とする組合員のみなさま方、JA や農業に関連する企業・団体、県内の地場企業や団体および地方公共団体などにもご利用いただいております。

当会は農業を営まれる組合員のみなさまの経済的・社会的地位の向上を目指し、JA との強い絆とネットワークを形成することにより JA 信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めております。

地域からの資金調達状況

県内 JA やその関係諸団体をはじめ、組合員・地域のみなさまからも貯金をお預かりしております。貯金・定期積金のほか、国債等さまざまな商品を取り揃えています。

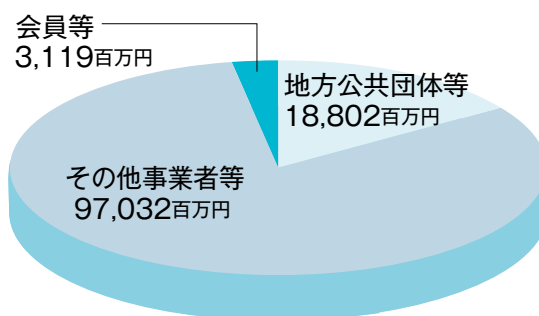
[貯金残高] 567,004 百万円
(令和 6 年 3 月末)



地域への資金供給状況

県内 JA やその関係諸団体への融資をはじめ、組合員・地域のみなさまの暮らしや農業者・事業主のみなさまの必要な資金をご融資しております。

[貸出金残高] 118,954 百万円
(令和 6 年 3 月末)



「JAバンク食農教育応援事業」 教材本贈呈事業

JAバンク山梨では、子どもたちの農業に対する理解を深め、農業ファンを拡大し、地域発展への貢献を目的にJAバンクが一体となり展開している、「JAバンク食農教育応援事業」に取り組んでおります。

子どもたちが食・環境・農業への理解を深めることを願い、補助教材「農業とわたしたちの暮らし」約1万冊を県内全小学校に贈呈するとともに、JAが実施している子どもたちへの農業体験などの食農教育を対象としたJAバンクアグリ・エコサポート基金による費用助成事業を活用し、地域小学生への農業に対する理解促進を目指す活動を拡充しております。



「JAバンク食農教育応援事業」 食農教育出張授業

JAバンク山梨では、全国展開する「JAバンク食農教育応援事業」の県域実践活動の一環として、園児・小学生やその保護者に対し、県産食材を通じて「農業」と「食」の大切さや関わりなどを伝え、興味や関心を高めるための「JAバンク山梨食農出張授業」を実施しております。授業には県内幼稚園、保育園などの子どもたちにご参加いただきました。



女性農業者向けイベントの開催

組合員を含む地域女性農業者を対象に、「JAバンク山梨 女性農業者交流会」を開催いたしました。本イベントは、マネーセミナーと交流会の二部構成で、金融知識向上と女性農業者のネットワーク作り促進を目的としております。



金融教育の取組み

組合員を含む地域住民、子ども達に対し「JAバンク山梨 よりぞうのお金講座」を開催し、お金の役割やお金の使い方、金融機関の役割について授業いたしました。本講座は、金融への興味・関心を促すと同時に、JAバンクを身近な存在として認知いただくことを目的としております。



SDGs応援定期貯金「Smile」の販売

SDGs（持続可能な開発目標）に資する取組みの一環として、SDGs 応援定期貯金「Smile」を販売しました。お客様よりお預かりした貯金残高の0.02%相当額（1先当たり118,051円）を山梨県社会福祉協議会、山梨県学校農業クラブ連盟に寄付しました。寄付金は、各団体の活動に充てられる予定です。



年金友の会への支援

JAでは年金受給者を対象に「年金友の会」を組織して各種活動を行っています。当会ではJAを通じてこれらの活動を支援しております。

年金相談会

当会年金センターでは、社会保険労務士による年金相談を常時受け付けております。

JAバンク山梨では、お客さまにとって第2の人生の「良き友」であり、今まで働いてきた「証」である年金について、これから受給されるみなさま、あるいは、現在受給中のみなさまのお役に立てるよう努めております。

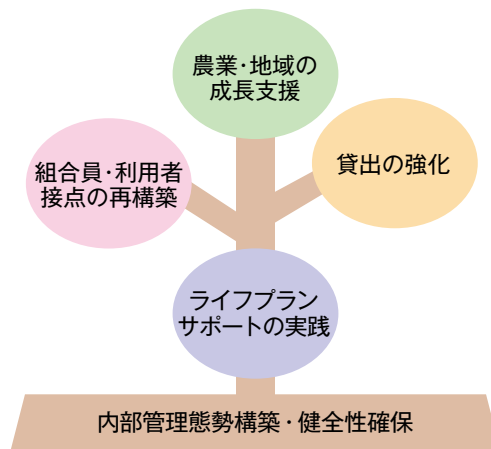


団体献血の実施

地域社会の一員として地域医療に貢献するため、JA山梨県連グループ献血友の会会員として団体献血に多くの役員が参加しました。

JAバンクの取り組み

当会は、会員 JA への安定的還元はもとより、「JAバンク自己改革」の継続した取り組みに、役員一丸となって総力を結集し、地域農業の発展・農村地域の活性化にむけて、地域のみならず、より一層必要とされる存在を目指します。



地域農業の振興・発展と担い手支援への取り組み

「JAバンク山梨ニューファーマー育成スクール」の開催

JAバンク山梨では、本県農業の将来を担う農業者の高度な農業経営モデルの確立に向け、「JAバンク山梨ニューファーマー育成スクール」を開催しております。

JAグループ山梨担い手サポートセンター、山梨県と連携し、NPO法人日本プロ農業総合支援機構（通称：J-PAO）の全面的な協力・支援のもと、「経営スキル」「経営改革プランニング」「経営マインド」の3つの視点からアプローチしたカリキュラムを用意し、受講生自らが「経営改革プラン」の策定をいたします。

受講生は令和5年11月から令和6年1月まで、全9カリキュラムをこなし、農業経営のスキルを習得しました。



行政主催の各種会議、イベントへの参加

県内農業の活性化に向けた取り組みの一環として、山梨県主催の「農業経営改善セミナー」、「農業経営戦略会議」に参加し、行政、関連団体と連携しながら担い手支援に取り組んでいます。また、山梨県や農務事務所が開催する「新規就農相談会」に参加し、相談者（就農希望者）に対して、JAの事業内容や組合員向けサポートなどを紹介しております。



農業経営相談機能「AgriweB（アグリウェブ）」の提供

JAバンクの農業経営応援サイト「AgriweB（アグリウェブ）」を活用して、地域の農業経営者に営農関連情報や意見交換の場、専門コンサルタントによる相談サービスを、インターネットを介して無償で提供しました。



農業担い手金融への取り組み

JAバンク山梨では、農業担い手に対する金融支援のため、県内全JAに「担い手金融リーダー」を設け、JA農機ハウスローンや農業近代化資金を中心に農業融資に積極的に取り組み、地域農業の維持・発展に向けた金融仲介機能を提供しております。

資金名	概要
JA 農機ハウスローン	組合員の方が農業生産性向上のための農業用機械、ハウス等を取得する際に、迅速かつ簡便にお借り入れいただける資金です。
農業近代化資金	農業の「担い手」の経営改善のための長期で低利な制度資金です。施設の取得・拡張・設備、機具購入、長期運転資金など幅広い資金調達をサポートしています。「認定農業者」の方は、さらに利子補給・助成の優遇措置が受けられます。
JA アグリマイティー資金	施設の取得・拡張・設備、機具購入から短期の運転資金まで、農業に関するあらゆる資金ニーズに対応できます。
JA アグリスーパー資金	水田・畑作経営所得安定対策の対象者となる「認定農業者」の方に対し、農業経営に必要な運転資金を低利で提供する短期の運転資金です。
JA 担い手応援ローン	JAにおいて税務対応支援を受けられている組合員の方のための農業生産に必要な短期運転資金です。
やまなしアグリビジネスローン	農業法人を中心に個人農家を含めた多様な担い手に対するサポートローンとして、農業生産や農産物の加工・流通・販売等に関する運転資金・設備資金等の事業性資金に対応しています。
やまなし新規就農者応援ローン	農機具や農業用資材の購入をはじめ、住宅取得、農地の取得・改良など、新規就農後の経営安定化に向けて必要となる幅広い資金調達をサポートします。
やまなし農地再生支援資金	遊休農地・耕作放棄地を所得・再生するための資金のほか、その土地を利用した農産物の生産に関わる設備資金や運転資金にも対応しています。
JA 災害緊急資金（新型コロナウイルス感染症対策資金）	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、被害・影響を受けられ大幅な収入の減少（減収）をされた組合員をサポートします。

トピックス

各種キャンペーン

JAバンク山梨では、新社会人、新生活を始められる方等に対して給与振込、JAカードをお勧めする「新生活応援キャンペーン」の取り組みを実施いたしました。

令和6年度においても、お客様のライフイベントに応じた各種キャンペーン等に取り組んでまいります。



JAネットバンク

JAバンク山梨では、窓口やATMに行かなくても、パソコン、スマートフォン、携帯電話からインターネットを通じてアクセスするだけで、残高照会やお振込みなどの各種サービスをお気軽にご利用いただけるインターネットバンキングを推奨しております。



各種ローンの取り扱い

JAバンク山梨では、お客さまのさまざまなライフプランやニーズにあわせて、各種ローンを取り扱っております。

- JA住宅ローン「とくとくプラン」は、住宅の新築・住宅の増改築などさまざまな用途や、すでにご利用の他行住宅ローンを借り換える際にもご利用いただけます。また、JAカードのご利用等で金利が軽減されます。
- 「JAマイカーローン」は、新車や中古車の購入をはじめ、車検費用・運転免許の取得・カーナビ等のご購入などカーライフに関するさまざまな用途にご利用いただけます。また、JAとの取引内容に応じて金利が軽減されます。
- 「JA教育ローン」は、入学金や授業料をはじめアパート家賃等の、ご家族の教育に関する資金にご利用いただけます。また、お子さまの在学中は元金の返済を据え置くことができます(利息のみ返済)。

Jリーグへ協賛

JAグループでは、山梨県に本拠地を構える「ヴァンフォーレ甲府」へ協賛し、チームの活躍に声援を送っております。

山梨県信連の業務

貯金業務

会員JAや連合会などの農業団体および地方公共団体はもとより、地域のみなさまや事業主のみなさまからの大切な貯金をお預かりしております。みなさまの幅広いニーズにお応えできるように各種貯金を取り揃え、有利な資産づくりと豊かな暮らしのお手伝いをしております。

また、JAを通じて振り込まれる農産物代金、年金、給与、公金の取りまとめや一括払込業務などを行っております。



融資業務

当会は、地域金融機関として、農業者、農業関連団体のみなさまはもとより、地元企業との結び付きを強め、融資業務を通じて地域経済の振興と発展に貢献します。特に地域農業の発展に資する農産物の加工、流通、販売事業者など、農業関連法人等への融資を積極的に行っております。

また、地方公共団体等で必要とされる低利で長期の資金需要には、豊富な当会資金をご融資し、「豊かなまちづくり、むらづくり」のお手伝いをします。



為替業務

JAは系統為替オンラインシステム・全銀データ通信システムにより、全国のJAおよび他金融機関への振込・代金取立を行っており、当会は全国のJA、他金融機関との中継センターの役割を果たしています。

受託貸付業務

JA組合員をはじめ認定農業者、農業担い手のみなさまに対して日本政策金融公庫（農林水産事業）資金をまた教育資金の需要については同公庫（国民生活事業）資金にて、さらには住宅金融支援機構の受託金融機関として、地元にお住まいのみなさまの資金需要に対し、JAと一体となり対応しております。

各部署の業務内容

監事室



監事会・監事監査等に関することを行っております。

監査室



内部監査等に関することを行っております。

総務企画部



総務・人事

庶務関係、固定資産管理、関係機関・団体との連携、および労務管理など、職場内外での運営がスムーズに進み、職員が仕事に専念できるような環境づくりに努めております。

また、採用から人事異動、人材育成、福利厚生等職員と広範囲な関わりを持っております。

会計・経理/経営企画

健全・堅実な経営体制作りに向けた資産・負債総合管理、予算統制業務を行っております。また、中長期計画の立案、金融経済等に関する情報の収集・分析も行っております。

リスク管理部



リスクマネジメント全般にかかる統括部署として、貸出や有価証券の取引にかかるリスク情報の収集、与信限度額管理、リスクの計量化によるリスク量の把握を行っております。

資金運用部



当会がお預かりした貯金は、農業関連事業や商工業事業に対する融資を通じて地場産業の発展をお手伝いする一方、有価証券等の運用も行っております。その運用方法は、安全性および流動性の確保に主眼をおき、農林中金への預金を中心に国債や株式等への投資を行っているほか、先物、オプション等の金融派生商品への取り組みも行っております。

JAバンク統括部



研修・年金・相続支援

JA職員を対象とした通信教育や研修を実施し、組合員および地域のみなさまのお役に立つ金融の専門知識を備えた人材の育成支援に取り組んでおります。

企画・貸出支援

JA金融業務の一層の充実を図るため、金融商品の企画・開発や金融情報の提供を行っております。また、JAで取り扱う農業融資やJAバンクローン（住宅ローン、マイカーローン、教育ローン等）の推進支援に取り組んでおります。

担い手サポートセンター

JA・県域担い手サポートセンターをはじめ行政等関係機関と連携強化を図りながら、県域としての担い手支援を中心とした様々な施策展開を推進しております。

電算・JASTEM支援

JAバンク山梨における貯金・貸出・為替・口座振替業務およびインターネットバンキング等の信用事業オンラインシステムを、安全かつ確実に処理を行っており、同システムの県域機能である信用事業県センターシステムや窓口端末機、自動化機器（ATM）等のシステムおよび県内ネットワークシステムの運用・管理の安定稼働に取り組んでおります。

JA支援

JA金融業務全般にわたる相談対応や、JAの健全性等を確保するための経営および事務に関する指導を行っております。

食農法人営業部



貯金業務、為替業務、貸出業務、受託貸付業務を行っております。

商品のご案内

●主な貯金

貯金の種類	特 色	期 間	お預け入れ金額
当座貯金	・安全便利な小切手・手形がご利用いただけます。	期間の制限はありません。	1円以上
普通貯金	・おサイフ代わりにいつでも簡単に出し入れできます。公共料金等の自動支払い口座として、また、給与・年金等のお受取口座として最適です。	期間の制限はありません。	1円以上
決済用貯金	・貯金保険制度において全額保護の対象となります。ただし、利息は付保されません。	期間の制限はありません。	1円以上
通知貯金	・1週間以上の短期のお預け入れにご利用いただけます。	7日以上	50,000円以上
納税準備貯金	・税金の納付に備えるための貯金です。	入金はいつでも	1円以上
スーパー定期	・最長5年間までニーズにあった期間でお預け入れできる定期貯金です。	1ヵ月以上 5年以内	1円以上
大口定期貯金	・1,000万円以上のまとまった資金の運用に最適な商品です。	1ヵ月以上 5年以内	1,000万円以上
変動金利定期貯金	・市場金利に応じて6ヵ月ごとに金利が変更となる貯金です。	1年・2年・3年	1円以上
定期積金	・毎月一定額のお積立てにより、生活設計に合わせた無理ない資金づくりができます。	6ヵ月以上 5年以内	1,000円以上

●商品のご利用にあたって…貯金に関しましては、約款の内容をご確認いただき、詳しくは、窓口にご相談ください。

●主な貸出金


	資金の内容	ご利用いただける方	資金のお使いみち	ご融資の条件など
農業向け資金	農業近代化資金などの制度資金、アグリビジネスローン、アグリマイティー資金などの要項資金	個人、農業団体および農業関連企業	農業に関連した、設備、機械等の取得、運転資金、災害資金など	それぞれの取扱要領で定められた条件によります。
一般資金	設備資金、運転資金など	一般企業等	設備、機械等の取得、運転資金、賞与、決算等の季節資金	資金のお使いみちなどに応じてご相談のうえ決定します。

●詳しくは、窓口にご相談ください。

その他サービス

全国どちらの金融機関へでもご送金・お振り込み、また、手形・小切手代金のお取り立て等が安全確実に行えます。
みなさまの給与振込、年金のお受取り、国・県・市町村民税の収納、電気料、水道料などの各種公共料金の口座振替、クレジットカードの代金決済など決済業務を為替事務センター・手形センター等を通じて幅広くお取り扱いしております。
また、幅広い資産運用ニーズにお応えするため各種国債の窓口販売を行っております。

●その他商品

項目	内容
JA キャッシュサービス	JA のキャッシュサービスをご利用いただくと、全国の JA ・信連 ・農林中金 ・コンビニ ・ゆうちょ銀行 ・都銀 ・地銀 ・第二地銀 ・信金 ・信組 ・労金 ・セブン銀行の CD (現金自動支払機) ATM (現金自動預入 ・支払機) で、現金のお引き出し、残高照会ができます。
給与振込サービス	給与 ・ボーナスがお客さまのご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。振り込まれた資金はキャッシュカードにより必要な時にお引き出しができます。
各種自動受取サービス	国民年金、厚生年金等の年金、配当金などがお客さまの口座に自動的に振り込まれます。その都度お受取に出かけられる手間も省け、期日忘れのご心配がなくなるほか、貯金口座に振り込まれた日からお利息がつきますので大変お得です。
各種自動支払サービス	電気料、NHK 放送受信料、電話料のほか、税金、水道料など、普通貯金、当座貯金から自動的にお支払い致しますので集金、払い込みのわずらわしさがなくなります。
JA カード (クレジットカード)	「JA ならではの」特典を備えた JA カードはお買い物、ご旅行、お食事などお客さまのサインひとつでご利用いただけます。また、お金が必要なときはキャッシングサービスも受けられる便利なカードです。JA カード一体型 (IC キャッシュカードとクレジット機能が 1 枚になった便利なカード) も取り扱っております。
デビットカード	 このマークのあるお店で、端末に JA のキャッシュカードを差し込み、暗証番号を入力するだけで、お買い物やご飲食のお支払代金が即時にお客さまの口座から引き落としされます。
JA ネットバンク	窓口や ATM にいなくても、お手持ちのパソコン、携帯電話からインターネットを通じてアクセスするだけ。平日、休日を問わず、残高照会や振込 ・振替などの各種サービスが 24 時間いつでもお気軽にご利用いただけます。

(令和 5 年 6 月末現在)

●自動化機器の設置状況

JAバンクでは、全国のJAバンクATMはもちろん、セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、三菱UFJ銀行、JFマリンバンク、郵便局に設置されているATMがご利用できます。

	店舗内	店舗外
JA 設置	35	45
信連設置	1	0

(令和 6 年 3 月末現在)

その他の手数料

(令和6年4月1日現在)

項目		内容			手数料	
振 込 関 係	窓 口	電信扱	当会	3万円未満	1件	220円
				3万円以上	1件	440円
			県内系統	3万円未満	1件	330円
				3万円以上	1件	550円
			県外系統	3万円未満	1件	440円
		3万円以上		1件	660円	
		文書扱	他行	3万円未満	1件	660円
				3万円以上	1件	880円
			県内系統	3万円未満	1件	330円
				3万円以上	1件	550円
	県外系統		3万円未満	1件	440円	
		3万円以上	1件	660円		
	ATM JAバンクのキャッシュカード使用	当会	3万円未満	1件	無料	
			3万円以上	1件	無料	
		県内系統	3万円未満	1件	110円	
			3万円以上	1件	330円	
		県外系統	3万円未満	1件	330円	
			3万円以上	1件	550円	
		他行	3万円未満	1件	440円	
			3万円以上	1件	660円	
	電子媒体	当会	3万円未満	1件	無料	
			3万円以上	1件	無料	
		県内系統	3万円未満	1件	220円	
			3万円以上	1件	440円	
県外系統		3万円未満	1件	330円		
		3万円以上	1件	550円		
他行		3万円未満	1件	550円		
		3万円以上	1件	770円		
データ伝送	当会	3万円未満	1件	無料		
		3万円以上	1件	無料		
	県内系統	3万円未満	1件	110円		
		3万円以上	1件	220円		
	県外系統	3万円未満	1件	110円		
		3万円以上	1件	220円		
	他行	3万円未満	1件	330円		
		3万円以上	1件	550円		
個人インターネットバンキング	当会	1万円未満	1件	無料		
		3万円未満	1件	無料		
	県内系統	3万円以上	1件	55円		
		1万円未満	1件	110円		
	県外系統	3万円未満	1件	220円		
		1万円未満	1件	55円		
	他行	3万円未満	1件	110円		
		3万円以上	1件	220円		
	法人インターネットバンキング / JA データ伝送サービス (ADP 方式)	当会	3万円未満	1件	220円	
			3万円以上	1件	440円	
	振込・総合振込	県内系統	3万円未満	1件	無料	
			3万円以上	1件	110円	
		県外系統	3万円未満	1件	220円	
			3万円以上	1件	440円	
		他行	3万円未満	1件	220円	
			3万円以上	1件	440円	
給与振込		当会	3万円未満	1件	無料	
			3万円以上	1件	無料	
	県内系統	3万円未満	1件	無料		
		3万円以上	1件	無料		
	県外系統	3万円未満	1件	無料		
		3万円以上	1件	110円		
	他行	3万円未満	1件	110円		
		3万円以上	1件	110円		
給与・賞与振込手数料 「給与振込契約書」に基づく振込に限る (電子媒体・データ伝送)	当会	3万円未満	1件	無料		
		3万円以上	1件	無料		
	県内系統	3万円未満	1件	無料		
		3万円以上	1件	無料		
	県外系統	3万円未満	1件	無料		
		3万円以上	1件	110円		
	他行	3万円未満	1件	110円		
		3万円以上	1件	110円		
振 込 関 係	定時自動送金	当会	3万円未満	1件	無料	
			3万円以上	1件	無料	
		県内系統	3万円未満	1件	110円	
			3万円以上	1件	330円	
		県外系統	3万円未満	1件	220円	
			3万円以上	1件	440円	
		他行	3万円未満	1件	440円	
			3万円以上	1件	660円	

	項目	内容	手数料	
関取 係立	電子交換所取立手数料	1件	880円	
	個別取立	1件	1,100円	
組戻 関係	振込組戻手数料	1件	880円	
	振込訂正手数料	1件	880円	
	不渡手形返却料	1件	1,100円	
	取立手形組戻料	1件	1,100円	
	取立手形店頭提示料等の特殊な手数料	1件	1,100円	
	○取立等の実費が1,100円を超える場合は実費を徴収します。			
各種 証明書	残高証明書	定例発行	1通 550円	
		都度発行	1通 770円	
		監査法人からの依頼	1通 3,300円	
	その他証明書	1通	1,100円	
	取引履歴照会	端末照会	1件 550円	
		センタ照会	1件 1,100円	
暗証番号照会	1件	1,100円		
その他 主要な 手数料	預貯金照会	回答用紙1枚につき	55円 (別途郵送費用)	
	法人ネットバンク月額手数料	基本サービス(照会・振込サービス)	月額 1,100円	
		基本サービス+データ伝送サービス	月額 2,200円	
	口座確認手数料※2	確認口座1口座につき	55円	
	ADPサービス月額手数料	月額	5,500円	
	媒体持込手数料	1件	5,500円	
	成年後見支援貯金口座開設手数料	1口座	5,500円	
	口座振替手数料	帳票方式		220円
		電子媒体方式		110円
		振替サービス		55円
		法人インターネットバンキング/JAデータ伝送サービス(ADP方式)		55円
	未利用口座管理手数料	長期間未利用の残高10,000円未満の口座の管理にかかる手数料		1,320円
	発行・再発行手数料	通帳・証書	新規発行	無料
			繰越※1	550円
			再発行	1,100円
		ICキャッシュカード	新規発行	無料
			再発行	1,100円
一体型カード		新規発行	無料	
	再発行	1,100円		
小切手帳(50枚)	1冊	2,200円		
自己宛小切手	1枚	1,100円		
手形帳	1冊	1,100円		
通帳カナビコメント手数料	1件	55円		
その他 主要な 手数料	両替	当会口座あり※3 持込・受取枚数のいずれが多い方	1~100枚	無料
			101枚~	100枚毎 110円加算
		当会口座なし※3 持込・受取枚数のいずれが多い方	1~100枚	220円
			101枚~	100枚毎 330円加算
	硬貨整理手数料※5	汚損紙幣・硬貨・記念硬貨※4	1~500枚	無料
			501~1,000枚	330円
			1,001枚以上 1,000枚毎	330円加算
			1~500枚	無料
	金種指定支払手数料※6	汚損紙幣・硬貨・記念硬貨※4	501~1,000枚	330円
			1,001枚以上 1,000枚毎	330円加算

(注) 上記金額には消費税が含まれております。

- ※1 個人のお客様で取引時70歳未満の方に限ります。
- ※2 媒体での口座確認の場合は媒体持込手数料を別途いただきます。県外系統・他行の口座確認はできません。
- ※3 ご本人さまの通帳またはキャッシュカードのご提示により当会口座の有無を確認させていただきます。複数口座をお持ちでもお一人様1日1回限りとなります。
- ※4 記念硬貨からの両替の場合は、両替枚数の計算対象となります。
- ※5 預金口座への入金や現金振込の硬貨が対象となります。1日に複数回分けてお手続きされる場合は、硬貨枚数を合算した手数料が必要となります。硬貨の算定に対する手数料となりますので、算定後にお手続きを取り止める場合も手数料が必要となります。
- ※6 金種指定支払のお取り扱い枚数は「払戻枚数から1万円札の枚数を除いた枚数」となります。

●でんさいサービス手数料

(令和6年4月1日現在)

		当 JA 同一店内	当 JA 他店	他 JA	他 行
発生記録	債務者請求	330円	330円	330円	330円
	債権者請求	330円	330円	330円	440円
譲渡記録		165円	165円	165円	220円
分割(譲渡)記録		330円	330円	330円	440円
変更記録			165円		
保証記録			165円		
支払等記録			165円		

(注) 1. 上記金額には消費税が含まれております。

2. でんさいサービスは、法人ネットバンクを利用した場合です。本サービスの利用には、法人ネットバンキングの契約が必要です。
3. でんさいサービスの各記録請求を店頭窓口で利用する場合は、窓口代行手数料として一律1,100円(税込)となります。

組織等について

役員

(令和6年7月現在)

● 経営管理委員会

経営管理委員会会長	中澤 昭
経営管理委員	高橋 明夫
経営管理委員	梶原 節夫
経営管理委員	小池 一夫
経営管理委員	萩原 爲仁
経営管理委員	中澤 豊一
経営管理委員	水川 秋人

● 理事会

代表理事理事長	今福 秀和
代表理事常務	及川 勝治
常務理事	矢竹 和久
常務執行役員	矢野 正仁

● 監事会

代表監事	西島 隆
員外監事	古屋俊一郎
常勤監事	市川 正文

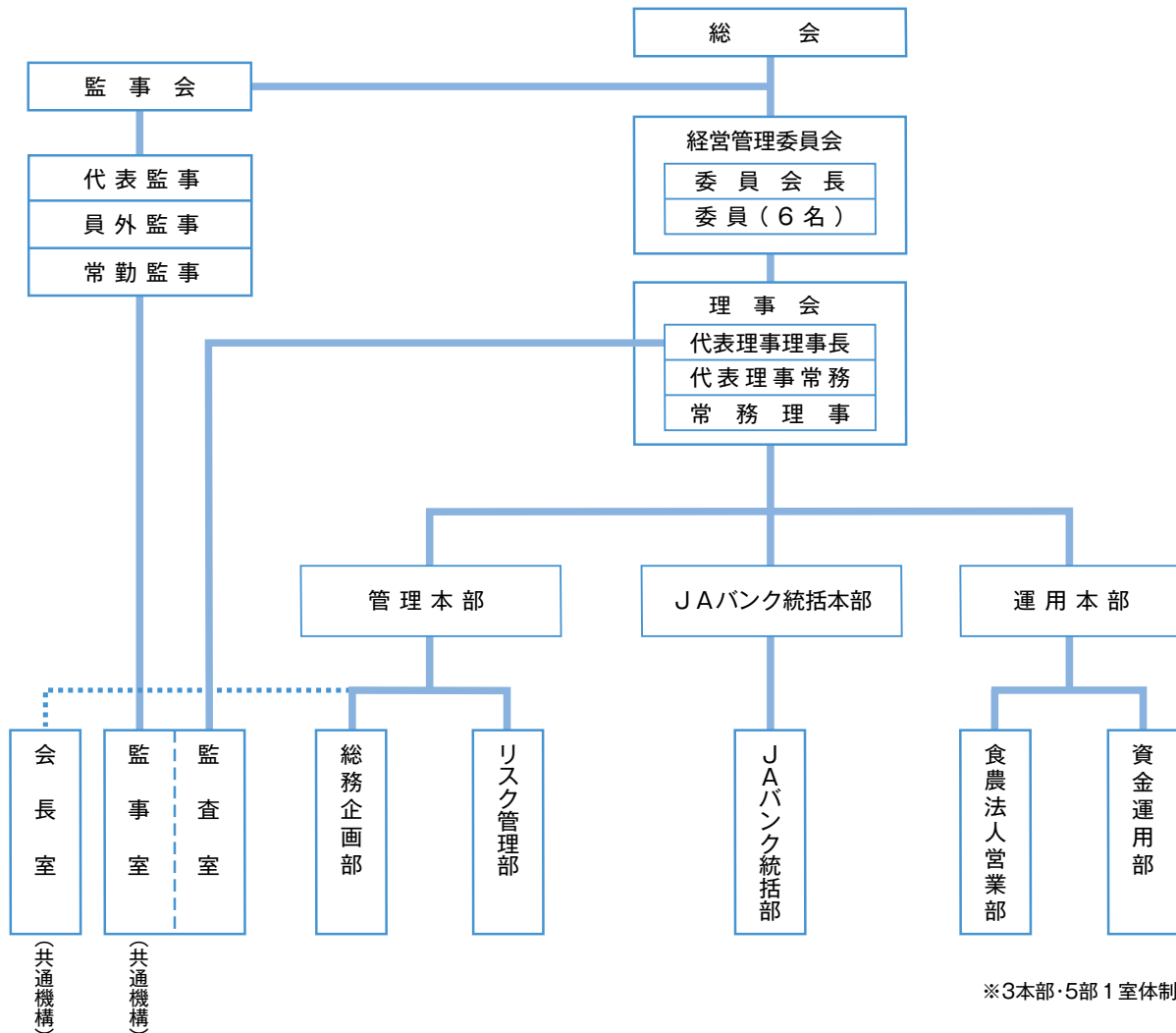
会員数・職員数

会 員 数		
区 分	令和5年3月末	令和6年3月末
正 会 員	12	12
准 会 員	16	16
合 計	28	28

職 員 数(単位:人)		
区 分	令和5年3月末	令和6年3月末
参 事	0	0
職 員	80	76
合 計	80	76

機構図

(令和6年7月現在)



特定信用事業代理業者に関する事項

該当する取引はありません。

店舗のご案内

店舗／本所 郵便番号 400-8530 甲府市飯田一丁目1番20号 TEL (055) 223-3514

沿革・歩み

大正 6年	山梨県信用組合联合会設立
昭和 18年	山梨県農業会に改組
昭和 23年	山梨県信用農業協同組合連合会設立 大月出張所開設
昭和 24年	長坂出張所開設
昭和 39年	全国農協貯金者保護制度発足
昭和 47年	県下 JA 貯金 1,000 億円達成
昭和 49年	県センターで農協オフライン処理受託開始
昭和 53年	新農協会館で業務開始 県下 JA 貯金 2,000 億円達成
昭和 54年	全国銀行内国為替制度加盟
昭和 58年	長坂出張所閉所
昭和 59年	第一次信用事業オンライン稼働
昭和 60年	全国農協貯金ネットサービス開始
昭和 62年	国債窓販代理業務で取り扱い開始
昭和 63年	大月出張所閉所 県下 JA 貯金 3,000 億円達成 第二次信用事業オンライン稼働
平成 元年	山梨中央銀行との CD オンライン提携
平成 2年	都銀・地銀との CD オンライン提携
平成 3年	農協法第 10 条第 9 項に基づく特例信連の指定 第二地銀・信金・信組・労金との CD オンライン提携 外貨両替業務取り扱い開始
平成 4年	県下 JA 貯金 4,000 億円達成
平成 6年	国債窓販取り扱い開始
平成 8年	新信用システム稼働
平成 9年	後配出資制度導入
平成 10年	常勤監事制度導入 JA 信用事業の新しい総称「JA バンク」導入
平成 12年	郵貯との CD オンライン提携 デビットカード業務開始
平成 13年	経営管理委員会制度導入 JA ネットバンク取り扱い開始 JA バンク基本方針に伴う「JA バンク山梨県本部」設置
平成 14年	セキュリティポリシーの制定
平成 15年	県下 JA 貯金 6,000 億円達成
平成 16年	JASTEM システム稼働
平成 17年	ローンセンター稼働 セブン銀行との ATM 提携
平成 18年	IC キャッシュカード導入
平成 20年	JA バンク ATM 顧客手数料の全国一律無料化
平成 22年	中期経営計画「JA バンクパワーアッププラン」スタート
平成 23年	第 1 回 JA バンク山梨推進大会開催
平成 25年	中期経営計画「次代へつなぐ JA バンク山梨」スタート
平成 26年	緊急雪害対策資金創設 平成 26 年度 JA バンク優績県域表彰(貯金)受賞
平成 27年	平成 27 年度 JA バンク優績県域表彰(農業融資)受賞
平成 28年	中期経営計画「JA バンク山梨、改革への挑戦」スタート
平成 29年	県下 JA 貯金 7,000 億円達成 平成 29 年度 JA バンク優績県域表彰(農業融資)受賞
平成 30年	オンラインキャッシュ県下全 JA へ設置
令和 元年	中期経営計画「JA バンク山梨、改革の実践」スタート
令和 3年	県下 JA 貯金 8,000 億円達成
令和 4年	中期経営計画「持続可能な農業・地域への貢献に向けた改革実践の進化」スタート

経営資料編

I 決算の状況

●貸借対照表	38
●損益計算書	39
●キャッシュ・フロー計算書	40
●剰余金処分計算書	41
●注記表	42
●財務諸表の適正性等にかかる確認	53
●会計監査人の監査	53

II 損益の状況

●最近の5事業年度の主要な経営指標	54
●利益総括表	54
●資金運用収支の内訳	55
●受取・支払利息の増減額	55

III 事業の概況

●貯金に関する指標	56
●貸出金等に関する指標	56
●受託業務・為替業務等に関する指標	58
●リスク管理債権	59
●元本補填契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況	59
●貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	60
●貸出金償却の額	60
●有価証券に関する指標	60
●有価証券の時価情報等	61

IV 経営諸指標

●利益率	64
●貯貸率・貯証率	64

V 自己資本の充実の状況

●自己資本の状況	65
●信用リスクに関する事項	69
●信用リスク削減手法に関する事項	73
●派生商品取引のリスクに関する事項	74
●証券化エクスポージャーに関する事項	75
●オペレーショナル・リスクに関する事項	76
●出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	76
●リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	77
●金利リスクに関する事項	77

VI 役員等の報酬体系	79
-------------	----

I 決算の状況

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和4年度 令和5年3月31日	令和5年度 令和6年3月31日	科 目	令和4年度 令和5年3月31日	令和5年度 令和6年3月31日
(資産の部)			(負債の部)		
現金	262	309	貯金	586,729	567,004
預け金	343,956	334,158	当座貯金	6,767	3,678
系統普通預け金	39,993	29,635	普通貯金	3,873	3,680
系統別段預け金	4	4	通知貯金	—	—
系統定期預け金	303,300	303,300	別段貯金	140	1,022
系統外預け金	658	1,218	定期貯金	575,886	558,571
買入金銭債権	3,103	3,507	定期積金	61	50
金銭の信託	21,174	13,040	借入金	1,900	4,900
有価証券	110,818	99,436	証書借入金	1,900	4,900
国債	17,022	36,126	代理業務勘定	1	0
地方債	10,962	10,521	日本公庫受託金	0	0
社債	13,171	12,634	住宅機構受託金	1	0
外国証券	18,500	18,500	その他負債	2,599	816
株式	—	—	給付補填備金	0	0
受益証券	51,162	21,653	未払法人税等	3	3
貸出金	110,629	118,954	貯金利子諸税その他	21	25
手形貸付	159	173	金融商品等受入担保金	54	77
証書貸付	66,533	72,329	仮受金	30	82
当座貸越	4,602	5,718	リース債務	313	227
金融機関貸付	39,333	40,733	資産除去債務	—	—
その他資産	868	1,006	未払費用	425	389
従業員貸付金	35	31	前受収益	7	9
差入保証金	0	9	約定取引未決済借	1,736	—
金融派生商品資産	65	72	未決済為替借	5	2
仮払金	15	6	諸引当金	1,541	1,549
その他の資産	348	360	相互援助積立金	926	950
未収収益	402	520	賞与引当金	30	22
約定取引未決済貸	—	—	退職給付引当金	574	562
未決済為替貸	1	5	役員退職慰労引当金	9	13
有形固定資産	283	371	債務保証	1,160	1,124
建物	46	114	[負債の部合計]	593,932	575,394
構築物	0	0	(純資産の部)		
器具備品	24	21	出資金	23,224	23,224
土地	192	192	(うち後配出資金)	(18,188)	(18,188)
リース資産	20	43	利益剰余金	8,090	8,403
無形固定資産	313	199	利益準備金	5,391	5,465
ソフトウェア	50	37	その他利益剰余金	2,699	2,938
無形リース資産	261	160	特例特別積立金	450	—
その他の無形固定資産	1	1	特別積立金	1,845	2,345
外部出資	27,610	27,610	当期未処分剰余金	404	592
系統出資	27,097	27,096	(うち当期剰余金)	(365)	(312)
系統外出資	513	514	会員資本合計	31,315	31,627
繰延税金資産	72	73	その他有価証券評価差額金	△ 5,165	△ 7,567
債務保証見返	1,160	1,124	繰延ヘッジ損益	47	52
貸倒引当金	△ 123	△ 284	評価・換算差額等合計	△ 5,117	△ 7,514
			[純資産の部合計]	26,197	24,112
資産の部合計	620,130	599,507	負債及び純資産の部合計	620,130	599,507

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度	令和5年度
	自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日	自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日
経常収益	5,507	5,079
事業収益	5,030	4,428
貸出金利息	786	987
預け金利息	7	6
有価証券利息配当金	888	941
コールローン利息	—	—
金利スワップ受入利息	0	0
その他受入利息	1,830	1,670
(うち受取奨励金)	(1,626)	(1,618)
(うち受取特別配当金)	(185)	(29)
受入為替手数料	6	6
その他の受入手数料	493	416
受取助成金	4	5
国債等債券売却益	554	—
金融派生商品収益	79	15
その他の事業収益	377	377
その他経常収益	477	650
貸倒引当金戻入益	—	—
株式等売却益	251	324
金銭の信託運用益	212	302
その他の経常収益	13	24
経常費用	5,120	4,766
事業費用	3,340	3,031
貯金利息	22	23
債券貸借取引支払利息	1	2
金利スワップ支払利息	—	—
その他支払利息	2,733	2,714
(うち支払奨励金)	(2,730)	(2,712)
支払為替手数料	1	1
その他の支払手数料	288	286
その他の役務取引等費用	0	1
支払助成金	2	1
国債等債券売却損	290	—
経費	1,398	1,355
人件費	646	616
物件費	718	699
税金	33	39
その他経常費用	381	379
貸倒引当金繰入額	6	161
相互援助積立金繰入額	23	23
株式等売却損	330	193
金銭の信託運用損	8	—
その他の経常費用	11	0
経常利益	387	312
特別利益	0	0
その他の特別利益	0	0
特別損失	8	—
固定資産処分損	8	—
税引前当期利益	378	313
法人税、住民税及び事業税	3	3
法人税等調整額	9	△2
法人税等合計	13	0
当期剰余金	365	312
当期首繰越剰余金	39	280
当期末処分剰余金	404	592

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度	令和5年度
	自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日	自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	378	313
減価償却費	163	140
貸倒引当金の増減額(△は減少)	6	161
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△ 29	△ 12
その他の引当金・積立金の増減額(△は減少)	23	19
資金運用収益	△ 3,512	△ 3,606
資金調達費用	2,757	2,741
有価証券関係損益(△は益)	△ 200	△ 136
金銭の信託運用損益(△は運用益)	△ 204	△ 302
固定資産処分損益(△は益)	8	—
貸出金の純増(△) 減	△ 28,505	△ 8,325
預け金の純増(△) 減	35,000	—
貯金の純増減(△)	△ 11,016	△ 19,724
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△ 8,000	3,000
コールローン等の純増(△) 減額	504	△ 404
債券貸借取引受入担保金の純増減	—	—
事業分量配当金の支払額	—	—
その他	△ 163	△ 23
資金運用による収入	3,630	3,785
資金調達による支出	△ 2,767	△ 2,771
小 計	△ 11,926	△ 25,145
法人税等の支払額	△ 3	△ 3
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 11,930	△ 25,149
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 417,566	△ 509,008
有価証券の売却による収入	346,143	447,054
有価証券の償還による収入	42,590	69,405
金銭の信託の増加による支出	△ 714	△ 1,938
金銭の信託の減少による収入	4,019	10,000
固定資産の取得による支出	△ 169	△ 115
固定資産の処分による収入	0	—
外部出資の増加による支出	—	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 25,696	15,397
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入の返済による支出	—	—
出資の増額による収入	—	—
出資の払戻しによる支出	—	—
出資配当金の支払額	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増加額(減少額)	△ 37,627	△ 9,751
6 現金及び現金同等物の期首残高	78,341	40,714
7 現金及び現金同等物の期末残高	40,714	30,963

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度	令和5年度
当期末処分剰余金	404	592
任意積立金取崩額	450	—
特例特別積立金	450	—
計	450	—
剰余金処分額	574	173
利益準備金	74	63
任意積立金	500	110
(経営基盤安定化積立金)	(—)	(60)
(特別積立金)	(500)	(50)
次期繰越剰余金	280	419

1. 経営基盤安定化積立金の積立目的・積立目標額・積立基準・取崩基準は次のとおり。

(1) 積立目的

県内JAバンクシステムと当会の経営基盤の維持強化に資するため、予測しがたい事象の発生に備えて積み立てるもの。

(2) 積立目標額

経営基盤安定化積立金の創設時の特別積立金の残高に達するまでの額。

(3) 積立基準

当期剰余金の20%以内を毎事業年度の剰余金処分により積み立てる。

(4) 取崩基準

この積立金は次に定める事象が発生した際に総会の決議により取崩することができる。

①当会の経営に著しい影響を及ぼす資金運用にかかる費用の発生や会計処理の変更にかかる費用の発生

②積立目的に照らして必要となる費用の発生

注記表

【令和4年度】(自 令和4年4月1日 ~ 至 令和5年3月31日)

1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示し、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っています。
 - ・満期保有目的の債券 … 定額法による償却原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・その他有価証券 … 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出)。ただし、市場価格のない株式等については原価法(売却原価は、移動平均法により算定)。
- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託(合同運用を除く)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。
 - また、主な耐用年数は次のとおりです。
 - 建物 7年~50年です。
 - 建物以外 4年~20年です。
- (6) 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
- (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、0としています。
- (8) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。
正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む)に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。当該債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。
 - ② 賞与引当金
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。
 - ③ 退職給付引当金
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
 - ④ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。
 - ⑤ 相互援助積立金
相互援助積立金は、「山梨県JAバンク支援制度要領」に基づき、JAバンクの信用向上に資することを目的として必要と認められる額を計上しています。
- (9) 収益の計上方法
当会は電算センターを運営しており、サービスの提供についてはシステムの引渡時点において顧客が当該システムに対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることからサービスの提供時点で収益を認識し、収益を計上しています。
- (10) ヘッジ会計の方法
デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。

金利リスク・ヘッジ
金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっています。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる有価証券とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しています。
- (11) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっています。
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2. 会計方針の変更に関する事項

時価の算定に関する会計基準

当会は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という)を当年度の期首から適用し、時価算定会計基準指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計指針を将来にわたって適用することとしました。これによる当年度の計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- (1) 繰延税金資産の回収可能性
- ① 当年度に係る計算書類に計上した額
繰延税金資産 72百万円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
繰延税金資産の計上は、翌年度以降において、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。翌年度以降の課税所得は、事業計画を基礎として、本会が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっています。しかし、これらの見積りは、将来の不確実な経営環境及び本会の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期金額が見積りと異なった場合には、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (2) 貸倒引当金
- ① 当年度に係る計算書類に計上した額
貸倒引当金 123百万円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- a 算出方法
貸倒引当金の算出方法は、「1. 重要な会計方針に関する事項(8)引当金の計上方法①貸倒引当金」に記載しています。
- b 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。
- c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (3) 金融商品の時価
- ① 当年度に係る計算書類に計上した額
「6. 金融商品に関する事項(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しています。
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- a 算出方法
金融商品の時価の算出方法は、「6. 金融商品に関する事項(2)金融商品の時価等に関する事項②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。
- b 主要な仮定
主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合があります。
- c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響
市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,022百万円です。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。
- | | 1年以内 | 1年超 | 合計 |
|--------------|-------|-------|--------|
| オペレーティング・リース | 37百万円 | 71百万円 | 109百万円 |
- (3) 担保に供している資産は次のとおりです。
担保に供している資産
- | | |
|-------------|--------|
| 預け金 | 100百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 貯金 | 133百万円 |
- 上記のほか、為替決済の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金34,000百万円、有価証券557百万円、当座借越担保として、預け金100百万円を差し入れています。
- なお、その他の資産には、保証金0百万円が含まれています。
- (4) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。
- (5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。
- (6) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりです。
- | | |
|--------------------|--------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 13百万円 |
| 危険債権額 | 82百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | －百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 10百万円 |
| 合計額 | 106百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (7) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は2,965百万円です。
- (8) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金5,933百万円が含まれています。

5. 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、山梨県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先及び個人に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

金銭の信託は指定金外金銭信託により運用しており、その構成資産は、国債、株式及び米国通貨建ての外国証券等であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、日銀成長基盤強化支援資金です。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。当会では、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である有価証券に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、食農法人営業部のほかリスク管理部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。さらに、与信管理の状況については、リスク管理部がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的にはリスク管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しています。なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っています。

(b) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

総務企画部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報はリスク管理部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

(c) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用方針等に基づき実施されています。

(d) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、「農業協同組合法施行規則第204条第1号ホ(4)に規定する自己資本の充実の状況等について、農林水産大臣及び金融長官が別に定める事項」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いています。

なお、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当該年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上限をいい、日本円金利の場合1.0%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合対象となる金融資産及び金融負債の時価は、6.257百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利リスクを除くリスク変数が一定の場合を想定しており、金利とその他リスク変数との相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	343,956	343,929	△ 26
買入金銭債権			
有価証券に該当しないもの	3,103	3,101	△ 1
金銭の信託			
その他の金銭の信託	21,174	21,174	—
有価証券			
満期保有目的の債券	28,222	24,637	△ 3,584
その他有価証券	82,596	82,596	—
貸出金	110,629	—	—
貸倒引当金	△ 123	—	—
貸倒引当金控除後	110,506	111,994	1,488
資産計	589,558	587,433	△ 2,125
貯金	586,729	586,711	△ 17
借入金	1,900	1,891	△ 8
負債計	588,629	588,602	△ 26
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	65	65	—
デリバティブ取引計	65	65	—

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権、債務は純額で表示しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下OIS という) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっています。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記dと同様の方法により評価しています。

d 有価証券

有価証券について、主に国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

一部の有価証券にかかる金利変動リスク等を回避するために、金利スワップ及等のデリバティブ取引を用いてヘッジを行っており、主に、繰延ヘッジを適用しています。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)を適用しています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金はすべて変動金利によるもので、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

非上場株式 27,610百万円

合計 27,610百万円

(注) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	343,956	—	—	—	—	—
買入金銭債権						
有価証券に該当しないもの	1,600	1,500	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	28,500
その他有価証券のうち満期があるもの	331	339	411	2,166	2,932	57,927
貸出金	13,903	11,455	16,037	8,297	9,140	51,772
合計	359,791	13,295	16,449	10,464	12,073	138,199

(注) 貸出金のうち、三月以上延滞債権等20百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金	578,874	7,851	—	3	—	—
借入金	600	—	—	1,300	—	—
合計	579,474	7,851	—	1,303	—	—

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類毎の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を越えないもの	国債	9,722	9,169	△ 552
	外国証券	18,500	15,468	△ 3,031
合計		28,222	24,637	△ 3,584

② その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券			
	国債	459	450	8
	地方債	100	100	0
	受益証券	17,683	17,159	523
	小 計	18,243	17,710	532
貸借対照表計上額が取得原価を越えないもの	債券			
	国債	6,841	6,974	△ 133
	地方債	10,861	11,456	△ 594
	社債	13,171	13,615	△ 444
	受益証券	37,479	37,464	△ 3,985
小 計	64,353	69,511	△ 5,157	
合計		82,596	87,221	△ 4,625

(注) 上記差額合計が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
債券	303,568	554	290
受益証券	33,751	251	330
合計	337,319	805	621

7. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を越えないもの
その他の金銭の信託	21,174	21,714	△ 540	—	△ 540

(注) 1. 上記差額が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を越えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

8. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

当会が採用している退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	604 百万円
退職給付費用	51 百万円
退職給付の支払額	△80 百万円
期末における退職給付引当金	574 百万円

b 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	574 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	574 百万円
退職給付引当金	574 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	574 百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	51 百万円
----------------	--------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は7百万円です。

また、存続組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は67百万円です。

9. 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

(単位：百万円)

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	524
貸倒引当金超過額	21
賞与引当金超過額	9
退職給付引当金超過額	159
その他有価証券評価差損	1,428
相互援助積立金超過額	256
未払奨励金否認額	106
減価償却超過額	50
その他	19
繰延税金資産小計	2,574
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△524
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,959
評価性引当額小計	△2,483
繰延税金資産合計(A)	90
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	△18
繰延税金負債合計(B)	△18
繰延税金資産の純額(A)+(B)	72

税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	—	—
評価性引当額	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—

	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	524	524
評価性引当額	—	△524	△524
繰延税金資産	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.46%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△15.21%
住民税均等割	1.01%
評価性引当額の増減	△9.62%
その他	△0.77%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	3.53%

10. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金及び普通預け金です。

【令和5年度】(自 令和5年4月1日 ~ 至 令和6年3月31日)

1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示し、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
 - (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っています。
 - ・満期保有目的の債券 … 定額法による償却原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・その他有価証券 … 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出)。ただし、市場価格のない株式等については原価法(売却原価は、移動平均法により算定)。
- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託(合同運用を除く)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
 - (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
 - (5) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。
また、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	7年~50年
その他	4年~20年
 - (6) 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
 - (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、0としています。
 - (8) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。
正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む)に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。当該債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。
 - ② 賞与引当金
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。
 - ③ 退職給付引当金
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
 - ④ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。
 - ⑤ 相互援助積立金
相互援助積立金は、「山梨県JAバンク支援制度要領」に基づき、JAバンクの信用向上に資することを目的として必要と認められる額を計上しています。
 - (9) 収益の計上方法
当会は電算センターを運営しており、サービスの提供についてはシステムの引渡時点において顧客が当該システムに対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることからサービスの提供時点で収益を認識し、収益を計上しています。
 - (10) ヘッジ会計の方法
デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。
金利リスク・ヘッジ
金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっています。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる有価証券とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しています。
 - (11) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっています。
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2. 会計上の見積りに関する事項

- 会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- (1) 繰延税金資産の回収可能性
 - ① 当年度に係る計算書類に計上した額
繰延税金資産 93百万円
 - ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
繰延税金資産の計上は、翌年度以降において、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。翌年度以降の課税所得は、事業計画を基礎として、本会が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっています。しかし、これらの見積りは、将来の不確実な経営環境及び本会の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期金額が見積りと異なった場合には、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。
 - (2) 貸倒引当金
 - ① 当年度に係る計算書類に計上した額
貸倒引当金 284百万円
 - ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - a 算出方法
貸倒引当金の算出方法は、「1.重要な会計方針に関する事項(8)引当金の計上方法①貸倒引当金」に記載しています。
 - b 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通

し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 金融商品の時価

① 当年度に係る計算書類に計上した額

「4. 金融商品に関する事項(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しています。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「4. 金融商品に関する事項(2)金融商品の時価等に関する事項②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合があります。

c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、880百万円です。

(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

	1年以内	1年超	合計
オペレーティング・リース	37百万円	33百万円	71百万円

(3) 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産	預け金	100百万円
担保資産に対応する債務	貯金	127百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金44,000百万円、有価証券1,017百万円、当座借越担保として預け金100百万円を差し入れています。

なお、その他の資産には、保証金9百万円が含まれています。

(4) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。

(5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。

(6) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	100百万円
危険債権額	303百万円
三月以上延滞債権額	100百万円
貸出条件緩和債権額	8百万円
合計額	311百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(7) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は3,703百万円です。

(8) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金5,933百万円が含まれています。

4. 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、山梨県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先及び個人に対する貸出金(当座貸越契約貸出コミットメントを含む)、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

金銭の信託は指定金外金銭信託により運用しており、その構成資産は、国債、株式及び米国通貨建ての外国証券等であり、純投資目的(その他目的)で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的(その他目的)で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、日銀成長基盤強化支援資金です。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。当会では、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である有価証券に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、食農法人営業部のほかりスク管理部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。さらに、与信管理の状況については、リスク管理部がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当社は、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的にはリスク管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しています。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っています。

(b) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

総務企画部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報はリスク管理部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

(c) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用方針等に基づき実施されています。

(d) 市場リスクに係る定量的情報

当社において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引です。

当社では、これらの金融資産及び金融負債について、「農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(4)に規定する自己資本の充実の状況等について、農林水産大臣及び金融長官が別に定める事項」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いています。

なお、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当該年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上限をいい、日本円金利の場合1.0%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合対象となる金融資産及び金融負債の時価は、10,470百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利リスクを除くリスク変数が一定の場合を想定しており、金利とその他リスク変数との相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	334,158	333,986	△ 172
買入金銭債権			
有価証券に該当しないもの	3,507	—	—
貸倒引当金	△ 1	—	—
貸倒引当金控除後	3,505	3,521	16
金銭の信託			
その他の金銭の信託	13,040	13,040	—
有価証券			
満期保有目的の債券	28,237	24,777	△ 3,459
その他有価証券	71,199	71,199	—
貸出金	118,954	—	—
貸倒引当金	△ 282	—	—
貸倒引当金控除後	118,671	119,587	917
資産計	568,813	566,115	△ 2,697
貯金	567,004	566,789	△ 214
借入金	4,900	4,839	△ 60
負債計	571,904	571,629	△ 275
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	72	72	—
デリバティブ取引計	72	72	—

(注)1. 買入金銭債権に対応する一般貸倒引当金を控除しています。

2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています

3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権、債務は純額で表示しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 買入金銭債権

有価証券に該当しない固定金利で、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記dと同様の方法により評価しています。

d 有価証券

主に国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

一部の有価証券にかかる金利変動リスク及を回避するために、金利スワップ及等のデリバティブ取引を用いてヘッジを行っており、主に、繰延ヘッジを適用しています。なお、これらのヘッジ関係は、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)を適用しています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金はすべて変動金利によるもので、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

非上場株式	27,610百万円
合計	27,610百万円

(注) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	334,158	0	0	0	0	0
買入金銭債権						
有価証券に該当しないもの	1,500	1,500	500	0	0	0
有価証券						
満期保有目的の債券	0	0	0	0	0	28,500
その他有価証券のうち満期があるもの	379	411	1,806	2,479	450	62,788
貸出金	19,302	16,581	9,219	9,562	8,828	55,444
合計	355,340	18,492	11,525	12,042	9,278	146,733

(注) 貸出金のうち、三月以上延滞債権等16百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金	556,193	10,802	7	0	0	0
借入金	0	0	1,300	3,600	0	0
合計	556,193	10,802	1,307	3,600	0	0

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

5. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類毎の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	9,737	8,658	△ 1,078
	外国証券	18,500	16,119	△ 2,380
	合計	28,237	24,777	△ 3,459

② その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。（単位：百万円）

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	債券			
	地方債	202	200	2
	受益証券	1,234	999	235
	小 計	1,437	1,199	237
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	債券			
	国債	26,389	28,134	△ 1,745
	地方債	10,319	11,248	△ 929
	社債	12,634	13,212	△ 577
	受益証券	20,418	24,360	△ 3,941
小 計	69,762	76,955	△ 7,192	
合 計		71,199	78,154	△ 6,955

(注)上記差額合計が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。（単位：百万円）

	売却額	売却益	売却損
受益証券	15,926	324	193
合 計	15,926	324	193

6. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	13,040	13,652	△ 611	41	△ 653

(注)1. 上記差額が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

7. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

当会が採用している退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	574 百万円
退職給付費用	51 百万円
退職給付の支払額	△64 百万円
期末における退職給付引当金	562 百万円

b 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	562 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	562 百万円
退職給付引当金	562 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	562 百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	51 百万円
----------------	--------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は7百万円です。

また、存続組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は58百万円です。

8. 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

(単位：百万円)

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	461
貸倒引当金超過額	58
賞与引当金超過額	7
退職給付引当金超過額	155
其他有価証券評価差額金	2,093
相互援助積立金超過額	262
未払奨励金否認額	97
減価償却超過額	43
その他	22
繰延税金資産小計	3,202
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△461
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,647
評価性引当額小計	△3,109
繰延税金資産合計(A)	93
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	△19
繰延税金負債合計(B)	△19
繰延税金資産の純額(A)+(B)	73

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.66%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△16.81%
住民税均等割	1.22%
評価性引当額の増減	7.42%
繰越欠損金の充当	△19.94%
その他	0.08%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.30%

9. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金及び普通預け金です。

財務諸表の適正性等にかかる確認

確 認 書

- ① 私は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
- ② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和6年6月26日
山梨県信用農業協同組合連合会
代表理事 今福 秀和

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、キャッシュ・フロー計算書及び注記表を指しています。

会計監査人の監査

令和4年度および令和5年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

●最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益	6,902	8,000	5,872	5,507	5,079
経常利益	747	△ 1,952	134	387	312
当期剰余金	635	△ 1,993	50	365	312
出資金	21,178	23,224	23,224	23,224	23,224
(出資口数)	(2,117,855口)	(2,322,455口)	(2,322,455口)	(2,322,455口)	(2,322,455口)
純資産額	29,150	30,087	28,336	26,197	24,112
総資産額	646,390	637,758	649,887	620,130	599,507
貯金等残高	582,628	590,558	597,746	586,729	567,004
預け金残高	401,525	450,766	416,479	343,956	334,158
有価証券残高	131,826	57,747	87,090	110,818	99,436
貸出金残高	68,755	74,290	82,124	110,629	118,954
剰余金配当金額	342	—	—	—	—
普通出資配当額	125	—	—	—	—
後配出資配当額	16	—	—	—	—
事業分量配当額	200	—	—	—	—
職員数	96人	89人	86人	80人	74人
単体自己資本比率	15.66%	12.18%	12.54%	12.34%	13.14%

(注) 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しています。

●利益総括表

(単位：百万円、%)

項目	令和4年度	令和5年度	増減
資金運用収支	847	952	104
役務取引等収支	209	134	△ 75
その他事業収支	724	397	△ 326
事業粗利益	1,781	1,483	△ 297
(事業粗利益率)	(0.29)	(0.23)	(△ 0.06)

- (注) 1. 資金運用収支 = 資金運用収益 - (資金調達費用 - 金銭の信託運用見合費用)
 2. 役務取引等収支 = 役務取引等収益 - 役務取引等費用
 3. その他事業収支 = その他事業収益 - その他事業費用
 4. 事業粗利益 = 資金運用収支 + 役務取引等収支 + その他事業収支
 5. 事業粗利益率 = 事業粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100

事業純益

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度	増減
事業純益	376	101	△ 275
実質事業純益	383	128	△ 255
コア事業純益	119	128	8
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	210	163	△ 46

- (注) 1. 事業純益 = 事業収益 - (事業費用 - 金銭の信託運用見合費用) - 一般貸倒引当金繰入額
 2. 実質事業純益 = 事業純益 + 一般貸倒引当金繰入額
 3. コア事業純益 = 実質事業純益 - 国債等債券関係損益
 国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

●資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項目	令和4年度			令和5年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	632,329	3,716	0.58	626,733	3,606	0.59
うち預け金	386,146	1,818	0.47	361,456	1,654	0.46
うち有価証券	110,838	888	0.80	119,245	941	0.79
うち貸出金	100,759	786	0.78	113,372	987	0.87
資金調達勘定	605,914	2,644	0.44	601,361	2,654	0.44
うち貯金・定積	612,272	2,753	0.45	597,065	2,736	0.45
うち借入金	5,225	—	—	1,539	—	—
総資金利ざや	—		△ 0.08	—		△ 0.07

(注) 1. 総資金利ざや = 資金運用利回り - 資金調達原価率

$$\text{資金調達原価率} = \frac{\text{資金調達費用 (貯金利息 + 債券貸借取引支払利息 + 借入金利息 + 金利スワップ支払利息 + その他支払利息(支払雑利息等)) + 経費 - 金銭の信託運用見合費用}}{\text{(貯金 + 債券貸借取引受入担保金 + 借入金 + その他(貸付留保金、従業員預り金等) - 金銭の信託運用見合額)} \times 100}$$

2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。

3. 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払奨励金が含まれています。

4. 資金調達勘定計の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額および金銭の信託運用見合費用を控除しています。

●受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項目	令和4年度増減額	令和5年度増減額
受取利息	382	93
うち貸出金	232	200
うち預け金	△ 285	△ 163
うち有価証券	431	53
うちその他の受入利息	4	3
支払利息	△ 13	△ 16
うち貯金・定積	16	△ 16
うち借入金	—	—
うちその他の支払利息	△ 29	0
差引	396	110

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。

3. 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれています。

4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

Ⅲ 事業の概況

●貯金に関する指標

科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和 4 年度		令和 5 年度		増 減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
流動性貯金	9,344	1.5	10,889	1.8	1,544
定期性貯金	602,732	98.4	585,968	98.1	△ 16,763
その他の貯金	195	0.0	207	0.0	11
合 計	612,272	100.0	597,065	100.0	△ 15,206

(注) 1. 流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 貯蓄貯金 + 通知貯金

2. 定期性貯金 = 定期貯金 + 定期積金

定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和 4 年度		令和 5 年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
定期貯金	575,948	100.0	558,622	100.0	△ 17,326
うち固定金利定期	575,948	100.0	558,622	100.0	△ 17,326
うち変動金利定期	—	—	—	—	—

(注) 1. 固定金利定期 : 預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期 : 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

●貸出金等に関する指標

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和 4 年度	令和 5 年度	増 減
手形貸付	34	37	3
証書貸付	66,679	67,535	855
当座貸越	4,700	5,172	471
金融機関貸付	29,344	40,627	11,282
割引手形	—	—	—
合 計	100,759	113,372	12,613

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和 4 年度		令和 5 年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
固定金利貸出	23,252	21.0	97,519	81.9	74,266
変動金利貸出	87,376	78.9	21,434	18.0	△ 65,941
合 計	110,629	100.0	118,954	100.0	8,325

貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和4年度		令和5年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
貯金・定期積金等	1,247		1,100		△ 146
有価証券	200		200		0
不動産	509		348		△ 160
その他担保物	1,185		2,768		1,582
小 計	3,141		4,416		1,275
農業信用基金協会保証	166		224		57
その他保証	2,790		2,415		△ 375
小 計	2,957		2,639		△ 317
信用	104,530		111,897		7,366
合 計	110,629		118,954		8,325

債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和4年度		令和5年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
貯金・定期積金等	—		—		—
有価証券	—		—		—
動産	—		—		—
不動産	431		264		△ 167
その他担保物	—		—		—
小 計	431		264		△ 167
信用	729		859		130
合 計	1,160		1,124		△ 36

貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和4年度		令和5年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
設備資金	4,076	3.6	4,482	3.7	404
運転資金	106,548	96.3	114,469	96.2	7,919
合 計	110,629	100.0	118,954	100.0	8,325

貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和4年度		令和5年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
農業	1,504	1.3	4,381	3.6	2,877
林業	7	—	37	—	30
水産業	—	—	—	—	—
製造業	6,959	6.2	6,683	5.6	△ 276
鉱業	96	—	87	—	△ 8
建設業	166	0.1	153	0.1	△ 13
電気・ガス・熱供給・水道業	21	—	16	—	△ 4
運輸・通信業	4,161	3.7	4,149	3.4	△ 12
卸売・小売・飲食業	5,062	4.5	5,939	4.9	876
金融・保険業	53,699	48.5	56,732	47.6	3,032
不動産業	6,925	6.2	9,352	7.8	2,426
サービス業	12,873	11.6	12,113	10.1	△ 760
地方公共団体	18,420	16.6	18,802	15.8	382
その他	730	0.6	504	0.4	△ 225
合 計	110,629	100.0	118,954	100.0	8,325

主要な農業関係の貸出金残高

1. 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和 4 年度	令和 5 年度	増 減
農 業	1,331	3,506	2,175
穀作	89	60	△ 28
野菜・園芸	207	798	590
果樹・樹園農業	287	328	41
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	90	87	△ 3
養鶏・養卵	38	10	△ 28
養蚕	—	—	—
その他農業	619	2,221	1,602
農業関連団体等	172	874	701
合 計	1,504	4,381	2,877

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、上記の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JA や全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2. 資金種類別

(貸出金)

(単位：百万円)

種 類	令和 4 年度	令和 5 年度	増 減
プロパー資金	1,173	3,770	2,597
農業制度資金	331	611	280
農業近代化資金	331	611	280
その他制度資金	—	—	—
合 計	1,504	4,381	2,877

- (注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

●受託業務・為替業務等に関する指標

受託貸付金

(単位：百万円)

受 託 先	令和 4 年度	令和 5 年度	増 減
株式会社日本政策金融公庫	7,514	7,348	△ 165
独立行政法人住宅金融支援機構	1,404	1,250	△ 154
独立行政法人福祉医療機構	23	19	△ 3
合 計	8,942	8,619	△ 323

● リスク管理債権

農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況（法廷・リレバン）

（単位：百万円）

債権区分	債権額	保全額				
		担保	保証	引当	合計	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和4年度	13	0	12	0	13
	令和5年度	—	—	—	—	—
危険債権	令和4年度	82	0	6	75	82
	令和5年度	303	40	53	210	303
要管理債権	令和4年度	10	—	—	—	—
	令和5年度	8	—	—	—	—
三 月 以 上 延 滞 債 権	令和4年度	—	—	—	—	—
	令和5年度	—	—	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和4年度	10	—	—	—	—
	令和5年度	8	—	—	—	—
小計	令和4年度	106	1	18	76	96
	令和5年度	311	40	53	210	303
正常債権	令和4年度	111,792	1,580	104	—	1,685
	令和5年度	119,927	2,872	1,560	—	4,433
合計	令和4年度	111,899	1,581	123	76	1,781
	令和5年度	120,239	2,912	1,613	210	4,736

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、1. 2. 4. 5. に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

● 元本補填契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

●貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和 4 年度					令和 5 年度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	37	46	—	37	46	46	73	—	46	73
個別貸倒引当金	78	76	—	78	76	76	210	—	76	210
合 計	116	123	—	116	123	123	284	—	123	284

●貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令和 4 年度	令和 5 年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

●有価証券に関する指標

種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和 4 年度	令和 5 年度	増 減
国債	24,378	36,173	11,794
地方債	10,615	11,518	903
短期社債	7,068	10,512	3,443
社債	13,359	13,410	51
株式	—	—	—
外国証券	19,880	18,500	△ 1,380
受益証券	35,535	29,130	△ 6,405
合 計	110,838	119,245	8,407

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和5年度								
国債	—	—	—	—	—	37,700	—	37,700
地方債	344	861	900	1,300	1,950	6,096	—	11,452
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	34	400	700	2,600	2,400	7,049	—	13,184
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	18,500	—	18,500
その他の証券	—	—	—	—	—	—	21,653	21,653
令和4年度								
国債	—	—	—	—	—	17,700	—	17,700
地方債	302	751	900	1,100	1,950	6,556	—	11,560
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	28	0	1,100	1,000	4,000	7,454	—	13,582
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	18,500	—	18,500
その他の証券	—	—	—	—	—	—	51,162	51,162

●有価証券の時価情報等

有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券

該当する取引はありません。

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照 表計上額	時 価	差 額	貸借対照 表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国 債	9,722	9,169	△ 552	9,737	8,658	△ 1,078
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	外 国 証 券	18,500	15,468	△ 3,031	18,500	16,119	△ 2,380
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	28,222	24,637	△ 3,584	28,237	24,777	△ 3,459
合 計	28,222	24,637	△ 3,584	28,237	24,777	△ 3,459	

3. その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	559	550	8	202	200	2
	国 債	459	450	8	—	—	—
	地 方 債	100	100	0	202	200	2
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	17,683	17,159	523	1,234	999	235
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	17,683	17,159	523	1,234	999	235
小 計	18,243	17,710	532	1,437	1,199	237	
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	30,874	32,046	△ 1,172	49,342	52,594	△ 3,251
	国 債	6,841	6,974	△ 133	26,389	28,134	△ 1,745
	地 方 債	10,861	11,456	△ 594	10,319	11,248	△ 929
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	13,171	13,615	△ 444	12,634	13,212	△ 577
	そ の 他	33,479	37,464	△ 3,985	20,418	24,360	△ 3,941
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	33,479	37,464	△ 3,985	20,418	24,360	△ 3,941
小 計	64,353	69,511	△ 5,157	69,762	76,955	△ 7,192	
合 計	82,596	87,221	△ 4,625	71,199	78,154	△ 6,955	

金銭の信託の時価情報

1. 運用目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

3. その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和4年度					令和5年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	21,174	21,714	△ 540	—	△ 540	13,040	13,652	△ 611	41	△ 653

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

デリバティブ取引等 デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

1. 金利関連取引

(単位：百万円)

区 分			令和4年度			令和5年度		
			契約額等	時 価	評価損益	契約額等	時 価	評価損益
店頭	金利スワップ	受取変動 支払固定	3,000	3,065	65	3,000	3,072	72

2. 通貨関連取引

該当する取引はありません。

3. 株式関連取引

該当する取引はありません。

4. 債券関連取引

該当する取引はありません。

内国為替

(単位：百万円)

種 類		令和4年度		令和5年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件 数	38,247 件	22,770 件	37,320 件	22,065 件
	金 額	321,781	359,630	240,093	339,600
代金取立為替	件 数	1 件	— 件	— 件	— 件
	金 額	500	—	—	—
雑為替	件 数	1,559 件	2,433 件	1,626 件	2,469 件
	金 額	1,291	2,322	1,267	1,251
合 計	件 数	39,807 件	25,203 件	38,946 件	24,534 件
	金 額	323,572	361,952	241,361	340,852

国債等の売買の媒介等業務実績

該当する取引はありません。

国債等の窓口販売業務実績

該当する取引はありません。

IV 経営諸指標

●利益率

(単位：%)

項 目	令和 4 年度	令和 5 年度	増 減
総資産経常利益率	0.05	0.04	△ 0.01
純資産経常利益率	1.24	0.99	△ 0.25
総資産当期純利益率	0.05	0.04	△ 0.01
純資産当期純利益率	1.17	0.98	△ 0.19

- (注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100
 2. 純資産経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
 3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金(税引後) / 総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100
 4. 純資産当期純利益率 = 当期剰余金(税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

●貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分		令和 4 年度	令和 5 年度	増 減
貯貸率	期末	18.85	20.97	2.12
	期中平均	16.45	18.98	2.53
貯証率	期末	18.88	17.53	△ 1.35
	期中平均	18.10	19.97	1.87

- (注) 1. 貯貸率(期 末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
 2. 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
 3. 貯証率(期 末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
 4. 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

V 自己資本の充実の状況

●自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の増加に努めるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、令和6年3月末における自己資本比率は、13.14%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金のほか、後配出資金により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	山梨県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	50億円（前年度50億円）

後配出資金

項 目	内 容
発行主体	山梨県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	181億円（前年度181億円）

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

自己資本の構成

令和4年度

(単位：百万円、%)

項目	
コア資本に係る基礎項目	
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	31,315
うち、出資金および資本準備金の額	23,224
うち、再評価積立金の額	—
うち、利益剰余金の額	8,090
うち、外部流出予定額(△)	—
うち、上記以外に該当するものの額	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	973
うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額	973
うち、適格引当金コア資本算入額	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	32,289
コア資本に係る調整項目	
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	313
うち、のれんに係るものの額	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	313
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	18
適格引当金不足額	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—
前払年金費用の額	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	332
自己資本	
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	31,957
リスク・アセット等	
信用リスク・アセットの額の合計額	254,512
資産(オン・バランス)項目	253,181
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)	—
うち、上記以外に該当するものの額	—
オフ・バランス項目	1,186
CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額	144
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	4,411
信用リスク・アセット調整額	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	258,924
自己資本比率	
自己資本比率((ハ) / (ニ))	12.34%

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却・経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

令和5年度

(単位：百万円、%)

項目	
コア資本に係る基礎項目	
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	31,627
うち、出資金および資本準備金の額	23,224
うち、再評価積立金の額	—
うち、利益剰余金の額	8,403
うち、外部流出予定額(△)	—
うち、上記以外に該当するものの額	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,024
うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額	1,024
うち、適格引当金コア資本算入額	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	32,651
コア資本に係る調整項目	
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	199
うち、のれんに係るものの額	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	199
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	13
適格引当金不足額	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—
前払年金費用の額	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	212
自己資本	
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	32,439
リスク・アセット等	
信用リスク・アセットの額の合計額	243,400
資産(オン・バランス)項目	242,086
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)	—
うち、上記以外に該当するものの額	—
オフ・バランス項目	1,137
CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額	176
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,322
信用リスク・アセット調整額	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	246,723
自己資本比率	
自己資本比率((ハ) / (ニ))	13.14%

(注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和4年度			令和5年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現金	262	—	—	309	—	—
我が国の中央政府および中央銀行向け	17,170	—	—	37,940	—	—
外国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	29,987	—	—	30,286	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	100	10	0	100	10	0
我が国の政府関係機関向け	8,786	878	35	8,387	838	33
金融機関および第一種金融 商品取引業者向け	368,336	73,633	2,945	348,888	69,697	2,787
法人等向け	72,569	44,594	1,783	77,251	46,218	1,848
中小企業等向けおよび個人向け	298	222	8	291	197	7
抵当権付住宅ローン	161	55	2	141	48	1
不動産取得等事業向け	78	78	3	76	76	3
三月以上延滞等	20	20	0	16	15	0
取立未済手形	1	0	0	5	1	0
信用保証協会等による保証付	369	35	1	415	40	1
出資等	623	623	24	623	623	24
（うち出資等のエクスポージャー）	623	623	24	623	623	24
上記以外	34,207	83,620	3,344	34,304	83,712	3,348
（うち農林中央金庫の対象資本調 達手段に係るエクスポージャー）	32,921	82,302	3,292	32,920	82,301	3,292
（うち特定項目のうち調整項目に算入 されない部分に係るエクスポージャー）	20	51	2	18	45	1
（うち上記以外のエクスポージャー）	1,266	1,266	50	1,365	1,365	54
リスク・ウェイトのみなし計算が 適用されるエクスポージャー	92,494	50,595	2,023	68,584	41,743	1,669
（うちルック・スルー方式）	92,493	50,584	2,023	68,583	41,731	1,669
（うちフォールバック方式）	0	11	0	0	11	0
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	625,470	254,368	10,174	607,621	243,224	9,728
CVA リスク相当額 ÷ 8%		144	5		176	7
合計（信用リスクアセットの額）	625,470	254,512	10,180	607,621	243,400	9,736
オペレーショナル・リスクに 対する所要自己資本の額 （基礎的手法）	オペレーショナル・リスク相当額 を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額 を8%で除して得た額		所要自己資本額
	a		b = a × 4%	a		b = a × 4%
	4,411		176	3,322		132
所要自己資本額	リスクアセット等（分母）合計		所要自己資本額	リスクアセット等（分母）合計		所要自己資本額
	a		b = a × 4%	a		b = a × 4%
	258,924		10,356	246,723		9,868

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことを言い、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞など」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者にかかび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

●信用リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

- 「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し損失を被るリスクのことです。当会は信用リスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスクのひとつとして位置づけ、「信用リスク管理要綱」を定めて適切に管理しています。

信用リスク管理の手法は、与信先の債務償還能力判定の基準として信用格付制度の実施、資産の自己査定、個別与信審査、各種シーリング（無担保与信限度額）管理、大口与信管理を定めています。

与信審査については、フロント・営業企画部署から独立した審査部署を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、大口与信先等の信用状況のモニタリング、自己査定における第2次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え適正なリターンの確保を図っています。

また、内部格付等に応じた与信限度枠の設定により企業ごとのシーリング管理を通じてリスク量のコントロールを行っています。

- 当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき計上しています。この要領では資産の自己査定の結果に基づき、回収の危険性または価値の毀損の度合の程度に応じて、適正な償却・引当を行うことを目的としています。

具体的には、正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失率等に基づき引き当てています。破綻懸念先債権については、キャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

◇標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

1. リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

2. リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）および三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

	令和4年度					令和5年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内	514,422	88,883	42,368	-	20	520,472	94,207	62,627	-	16
国外	18,553	-	18,553	-	-	18,564	-	18,564	-	-
地域別残高計	532,975	88,883	60,921	-	20	539,037	94,207	81,192	-	16
法人	農業	940	940	-	-	2,960	2,960	-	-	-
	林業	7	7	-	-	37	37	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	7,999	7,598	400	-	7,806	7,406	400	-	-
	鉱業	24	24	-	-	21	21	-	-	-
	建設・不動産業	7,169	7,168	-	-	9,586	9,585	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	5,567	21	5,545	-	5,557	16	5,540	-	-
	運輸・通信業	3,875	3,874	-	-	3,867	3,866	-	-	-
	金融・保険業	429,253	30,923	26,237	-	419,450	31,183	25,850	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	18,391	18,292	-	-	18,509	18,410	-	-	-
	日本国政府・地方公共団体	47,244	18,506	28,738	-	68,661	19,260	49,401	-	-
	上記以外	327	327	-	-	312	312	-	-	-
個人	1,197	1,197	-	-	-	1,145	1,145	-	-	-
その他	10,977	-	-	-	-	1,120	-	-	-	-
業種別残高計	532,593	88,883	60,921	-	-	539,037	94,207	81,192	-	-
1年以下	352,349	8,390	-	-	/	347,963	13,796	-	-	/
1年超3年以下	19,041	19,025	-	-	/	20,607	20,176	400	-	/
3年超5年以下	17,034	15,882	1,109	-	/	11,652	10,842	707	-	/
5年超7年以下	11,538	10,021	1,213	-	/	18,229	14,291	3,533	-	/
7年超10年以下	29,059	23,813	5,126	-	/	28,400	25,352	3,002	-	/
10年超	65,139	11,666	53,473	-	/	83,196	9,648	73,548	-	/
期限の定めのないもの	38,812	84	-	-	/	28,985	100	-	-	/
残存期間別残高計	532,975	88,883	60,921	-	/	539,037	94,207	81,192	-	/
平均残高計	577,030	101,225	75,261	-	/	568,908	112,975	90,115	-	/

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」のうち相対で行われる取引をいいます。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

貸倒引当金の期末残高および期中増減額

1. 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

	令和4年度					令和5年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	37	46	—	37	46	46	73	—	46	73
個別貸倒引当金	78	76	—	78	76	76	210	—	76	210

2. 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

		令和4年度						令和5年度					
		個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	
目的 使用	その他			目的 使用	その他								
	国内	78	76	—	78	76	/	76	210	—	76	210	/
	国外	—	—	—	—	—	/	—	—	—	—	—	/
地域別計		78	76	—	78	76	/	76	210	—	76	210	/
法人	農業	73	72	—	73	72	—	72	140	—	72	140	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	2	2	—	2	2	—	2	2	—	2	2	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	61	—	—	61	—
上記以外	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	0	—	
個人	2	0	—	2	0	—	0	5	—	0	5	—	
業種別計		78	76	—	78	76	—	76	210	—	76	210	—

(注)一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和4年度			令和5年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残 高	0%	—	47,958	47,958	—	69,154	69,154
	2%	—	—	—	—	—	—
	4%	—	—	—	—	—	—
	10%	—	9,242	9,242	—	8,905	8,905
	20%	15,724	376,197	391,921	16,365	356,526	372,892
	35%	—	158	158	—	139	139
	50%	17,096	—	17,096	22,247	—	22,247
	75%	—	298	298	—	284	284
	100%	12,537	20,819	33,357	9,012	23,463	32,475
	150%	—	—	—	—	—	—
	250%	—	32,941	32,941	—	32,938	32,938
	その他	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	
合 計		45,359	487,616	532,975	47,624	491,412	539,037

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

●信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

○「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポートに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポートのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出基準」において定めています。

○信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。適格金融資産担保付取引とは、エクスポートの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポート額としています。

担保に関する評価および管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポートの額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度			令和5年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	143	8,029	—	0	8,033	—
中小企業等向けおよび個人向け	—	—	—	6	—	—
抵当権付住宅ローン	—	2	—	—	2	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合 計	143	8,031	—	6	8,035	—

(注) 1. 「エクスポート」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者にかかるエクスポートおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートのことです。

3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。

5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

●派生商品取引のリスクに関する事項

◇派生商品取引のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。

当会では、派生商品取引に関して、市場リスク（オフ・バランスを含む）管理の基本的方針、体制、手法等を規定した「市場リスク管理要綱」の中でリスク管理の方針を定めています。派生商品取引は市場として確立された取引手法により、原則として収支変動へのヘッジ目的として行っています。なお、取引にあたっては、毎年度、リスク限度額として派生商品取引の種類毎に「ディーリング的取引運用基準」、「債券オプション取引運用基準」、「株券オプション取引運用基準」等において極度枠を定め、取引を行っています。

(1) 派生商品取引の内訳

	令和4年度	令和5年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

令和4年度

(単位：百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担 保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	その他	
(1) 外国為替関連取引	-	150	-	-	-	150
(2) 金利関連取引	65	332	-	-	-	332
(3) 金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4) 株式関連取引	-	-	-	-	-	-
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	-	-	-	-	-	-
(6) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7) クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派 生 商 品 合 計	65	482	-	-	-	482
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（▲）		-				-
合 計	65	482	-	-	-	482

令和5年度

(単位：百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担 保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	その他	
(1) 外国為替関連取引	-	300	-	-	-	300
(2) 金利関連取引	72	289	-	-	-	289
(3) 金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4) 株式関連取引	-	-	-	-	-	-
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	-	-	-	-	-	-
(6) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7) クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派 生 商 品 合 計	72	589	-	-	-	589
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（▲）		-				-
合 計	72	589	-	-	-	589

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

◇リスク管理の方針およびリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。

当社における証券化エクスポージャーを取得、管理する方針、リスク特性等の概要は以下のとおりです。

証券化エクスポージャーの取得につきましては、毎事業年度ごとに定める国債等債券取引運用基準に基づき行い、余裕金運用方針において発行体別取得限度額を設け管理を行っています。

◇信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

◇証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に関する会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

◇証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&P グローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

◇内部評価方式の概要

当社は内部格付手法を採用していないため該当しません。

(1) 当社がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(2) 当社が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

●オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外的な現象により損失を被るリスクのことです。当会では、オペレーショナル・リスクについての管理の基本方針を「オペレーショナル・リスク管理要綱」に定め、オペレーショナル・リスクを事務リスク、法務リスク、システムリスク、人的リスク、有形資産リスク、情報漏えい等リスク、系統組織の経営リスク、業務継続リスクに分類し、リスク発現の抑制に努め管理しています。

リスクマネジメントの基本的考え方は、各リスク管理部署において、部門業務に内在するリスクを抽出しリスクが顕在化した場合の影響度合いにより選別して管理対象とし、そのリスク発現抑制を図ることとしています。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

- 当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。
- 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用費用を加算して算出します。

●出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

◇出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

当会では、出資その他これに類するエクスポージャーに関して、以下の方針に基づき管理しています。

- その他有価証券として区分される株式
その他有価証券として区分される株式については、市場リスク管理の枠組みの中で適切にリスク管理を行っています。詳細については、「金利リスクに関する事項」の「リスク管理の方針および手続の概要」に記載しています。
- 外部出資勘定の株式または出資
当会の外部出資勘定には、関連団体への出資金および株式を計上しています。外部出資の取扱いにつきましては、定款の定めに基づき出資等の決定を行い、信用リスク管理の枠組みにおいてリスク管理を行っています。

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	27,610	27,610	27,610	27,610
合計	27,610	27,610	27,610	27,610

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和4年度			令和5年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

令和4年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する評価損益の額はありません。

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	31,840	68,583
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	11	0

●金利リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、貯金等)が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会における、リスク管理方針および手続きについては以下のとおりです。

○リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

○リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当会は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

○金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

○ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当会は、ヘッジ手段として金利スワップを活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

○流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.245年です。

○流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

○流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

○固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- 複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- 内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 $\Delta E V E$ の前事業年度末からの変動要因は、国債等債券の保有額減少によるものです。
- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- 金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- 金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点
特段ありません。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	12,797	11,592	1,665	1,933
2	下方パラレルシフト	-	-	1	1
3	スティープ化	9,594	8,598		
4	フラット化	-	-		
5	短期金利上昇	1,274	1,162		
6	短期金利低下	-	-		
7	最大値	12,797	11,592	1,665	1,933
		ホ		へ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	32,439		31,957	

- ・「 $\Delta E V E$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「 $\Delta N I I$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

Ⅵ 役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事および監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	38	4

(注1) 対象役員は、経営管理委員8名、理事3名、監事3名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額）によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会（構成：当会の会員JA組合長から選出された委員6人）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて算定し、総会で経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

・対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当するものはおりません。

(注1) 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

(注2) 「同等額」は、令和5年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

(注3) 令和5年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりません。

3. その他

当会の対象役員および対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員および対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありせん。

索引

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しております。

単体開示項目（農業協同組合法施行規則第 204 条関連）

1 概況および組織に関する事項	
(1) 業務の運営の組織	35
(2) 理事、経営管理委員および監事の氏名および役職名	34
(3) 会計監査人の名称	53
(4) 事務所の名称および所在地	35
(5) 特定信用事業代理業者に関する事項	35
2 主要な業務の内容	28
3 主要な業務に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	6～7
(2) 直近の 5 事業年度における主要な業務の状況	
a 経常収益	54
b 経常利益または経常損失	54
c 当期剰余金または当期損失金	54
d 出資金および出資口数	54
e 純資産額	54
f 総資産額	54
g 貯金等残高	54
h 貸出金残高	54
i 有価証券残高	54
j 単体自己資本比率	54
k 剰余金の配当の金額	54
l 職員数	34
(3) 直近の 2 事業年度における事業の状況	
a 主要な業務の状況を示す指標	54
b 貯金に関する指標	56
c 貸出金等に関する指標	56
d 有価証券に関する指標	60

4 業務の運営に関する事項

(1) リスク管理の体制	10
(2) 法令遵守の体制	12
(3) 中小企業の経営の改善および地域の活性化のための 取組の状況	22～26
(4) 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	19

5 直近の 2 事業年度における財産の状況に関する事項

(1) 貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書 または損失金処理計算書	38～41
(2) 債権にかかる額およびその合計額	
a 破産更生債権およびこれらに準ずる債権に該当する債権	59
b 危険債権に該当する債権	59
c 三月以上延滞債権に該当する債権	59
d 貸出条件緩和債権に該当する債権	59
(3) 元本補填契約のある信託に係る債権に関する事項	59
(4) 自己資本の充実の状況	65
(5) 取得価額または契約価額、時価および評価損益	
a 有価証券	61
b 金銭の信託	62
c デリバティブ取引	63
d 金融等デリバティブ取引	63
e 有価証券関連店頭デリバティブ取引	63
(6) 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	60
(7) 貸出金償却の額	60
(8) 会計監査人の監査を受けている旨	53

その他重要な事項（農業協同組合法施行規則第 207 条）

役員等の報酬体系	79
----------	----

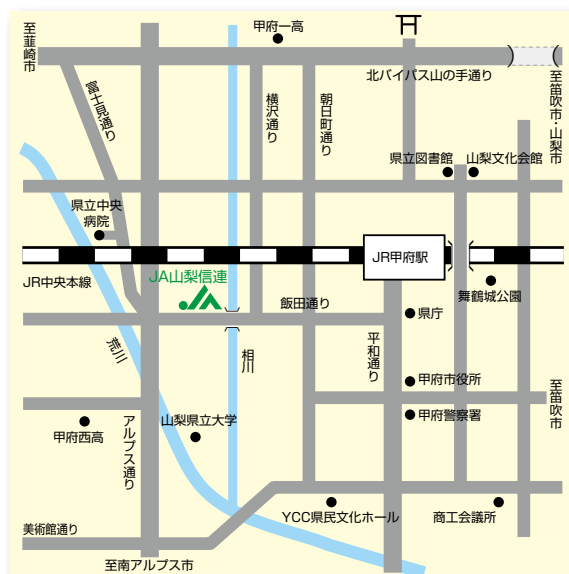
インターネット・ホームページのご案内



<http://www.jabank-yamanashi.or.jp/>

JAバンク山梨

検索



山梨県信用農業協同組合連合会

〒400-8530 山梨県甲府市飯田一丁目1番20号

☎ 055-223-3514



 **JA山梨信連**
山梨県信用農業協同組合連合会
〒400-8530 山梨県甲府市飯田一丁目1-20
TEL 055-223-3514



JAバンク山梨
<http://www.jabank-yamanashi.or.jp/>



この印刷物は米ぬか油を使用した
ライスインキを使用しています。